

我が国金融システムを巡る状況と 金融行政の諸課題

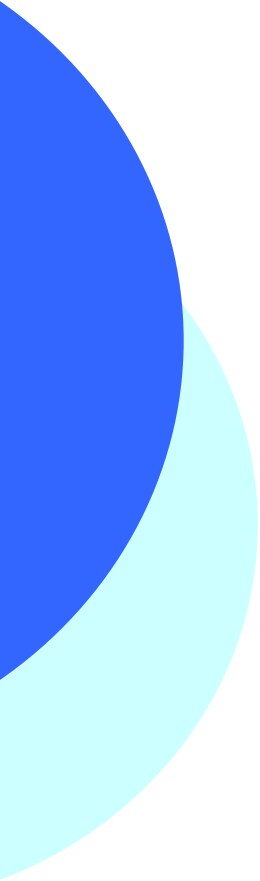


平成22年9月
金 融 庁



本日の説明内容

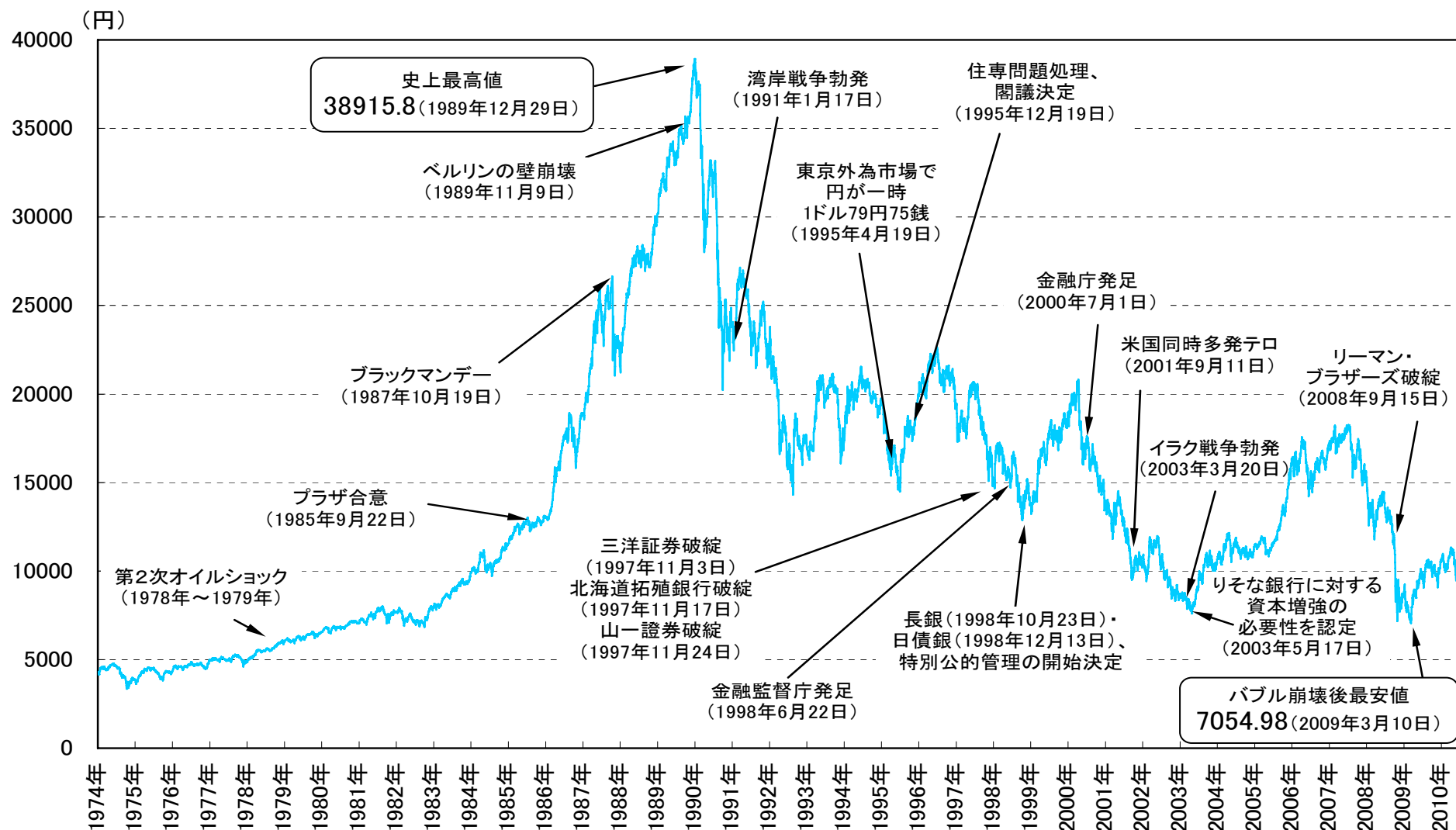
- I . 我が国金融システムを巡る状況について
- II . 金融の円滑化について
- III . 改正貸金業法の完全施行について
- IV . 国際的な金融規制改革への対応について
- V . その他



I . 我が国金融システムを巡る状況 について

日経平均株価の推移

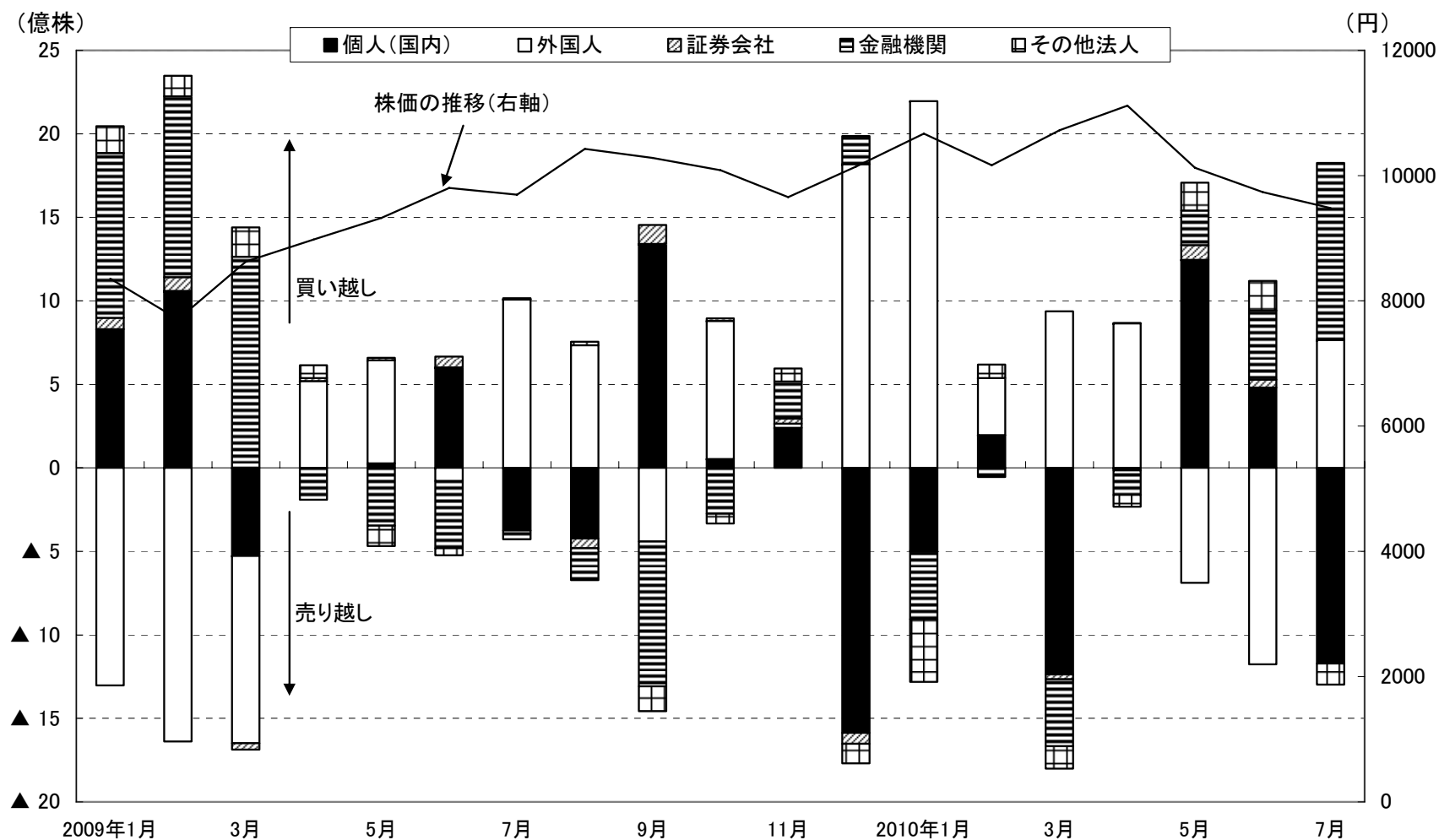
- リーマン・ショック後、株価はバブル崩壊後の最安値を更新。足許は9,000円前後で推移。
- 我が国の景気は持ち直してきているが、依然として厳しい状況。



投資主体別の売買動向

○ 昨年4月から今年の4月までの間は、株価が堅調に推移したことを背景に、外国人の買い越し傾向が概ね継続。その後は株価下落に伴い、売り越しがみられた。

○ 一方、個人(国内)は株価上昇局面で売り越し、株価下落局面で買い越し傾向。

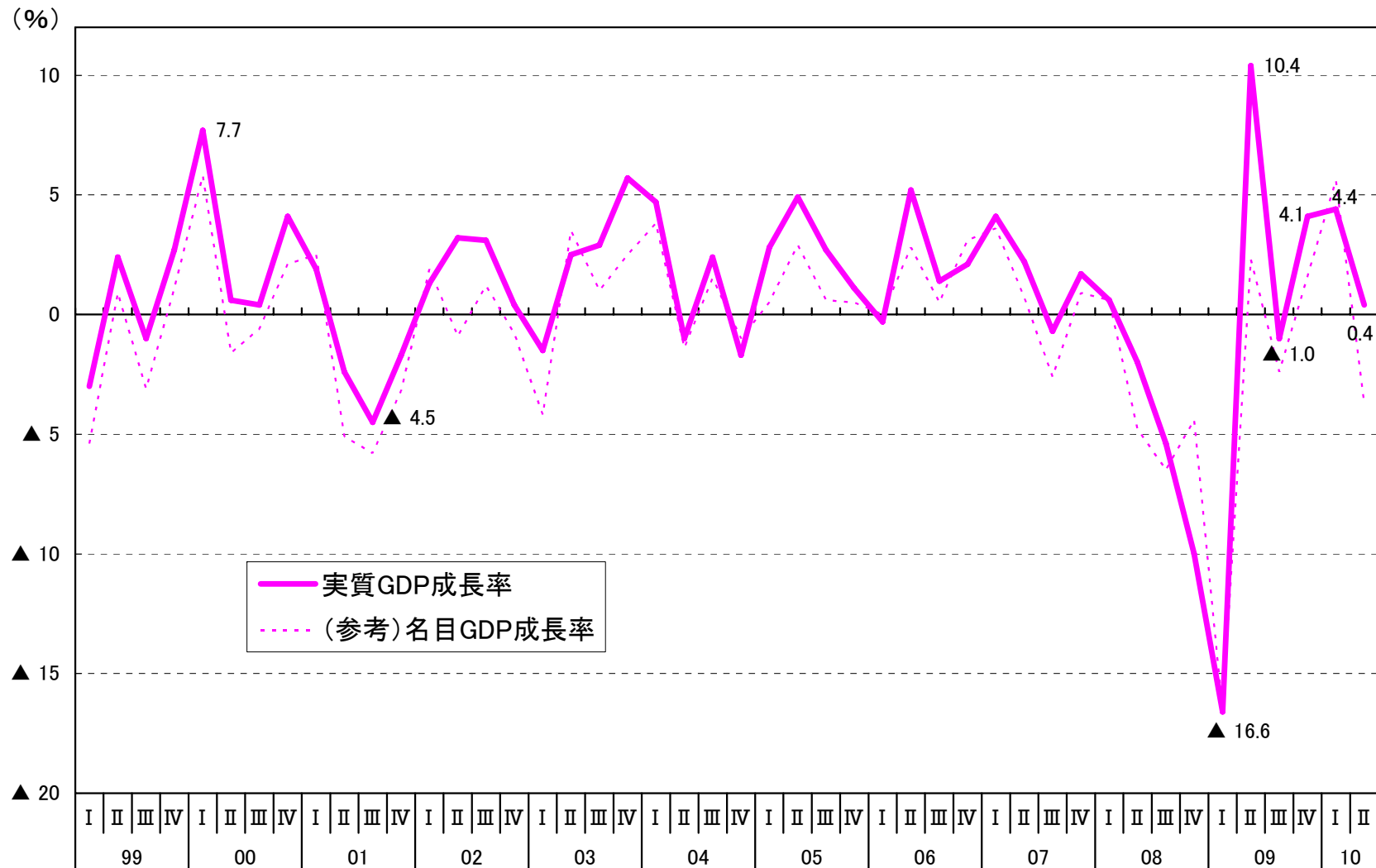


(注) 3市場(東京、大阪、名古屋)の合計。

(出典) 東京証券取引所の資料をもとに作成。

我が国の実質GDP成長率の推移(季節調整系列(前期比・年率))

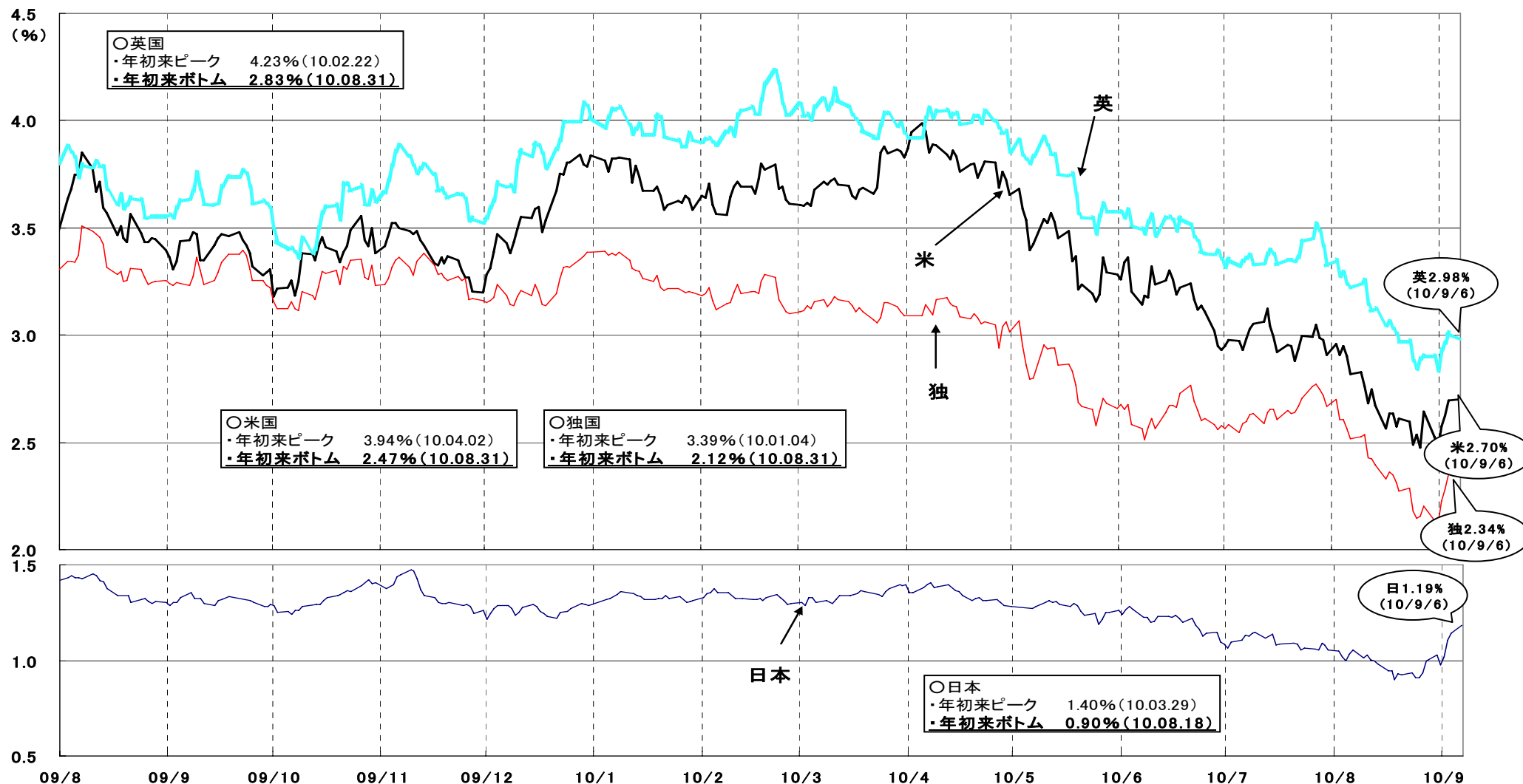
- 昨年1～3月期は年率▲16.6%と、大きく落ち込んだが、直近(本年4～6月期)は年率0.4%。
- 近年、ゼロ近傍から5%の間の低成長が続いている。



(出所)内閣府「四半期別GDP速報」

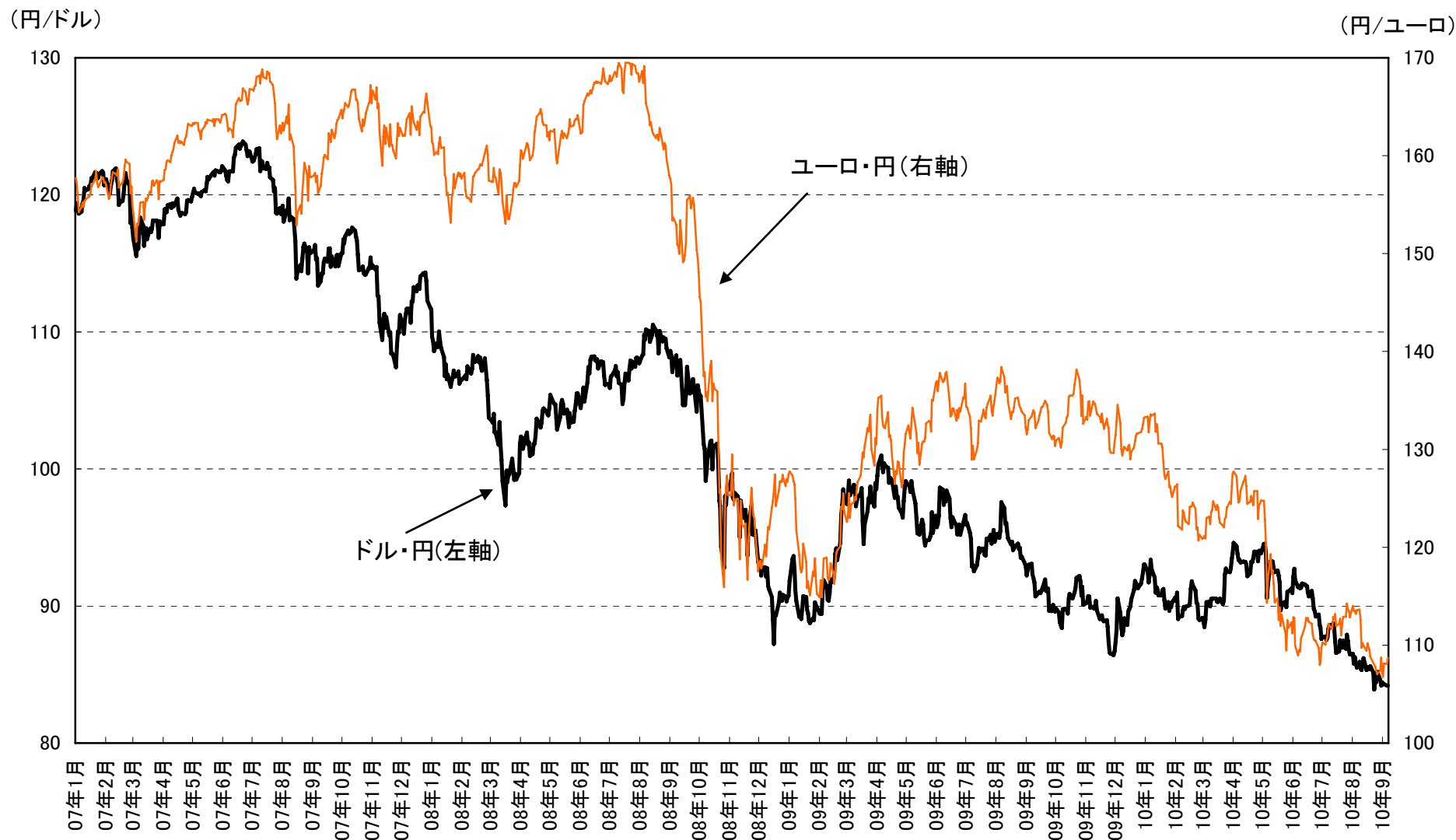
日米欧各国の長期金利(新発10年国債流通利回り)の推移

- 昨年後半以降、各国の低金利政策等を反映し、概ね低下傾向。
- 日本の長期金利は、足許1%前後で推移。



ドル・円為替レートとユーロ・円為替レートの推移

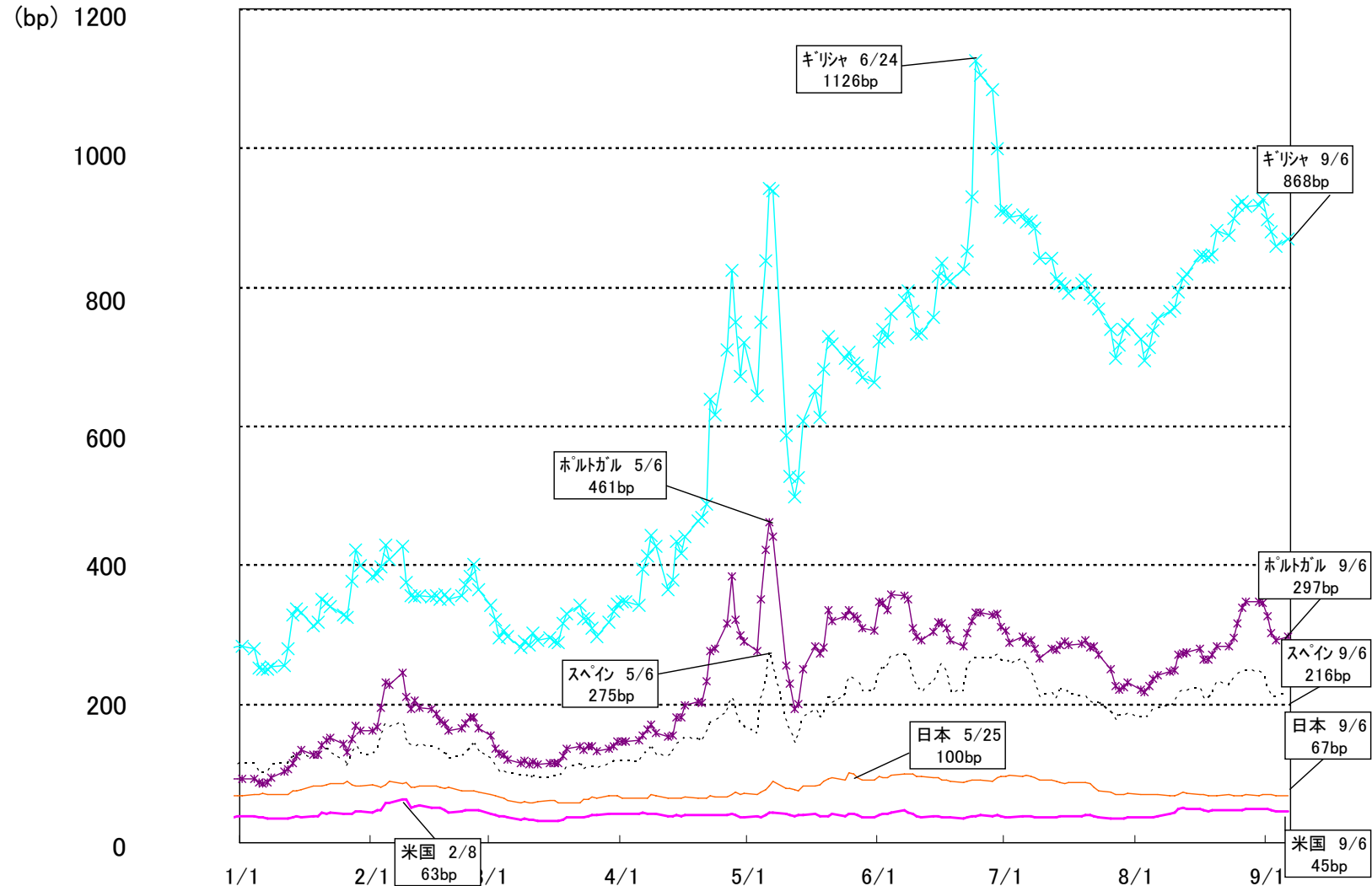
- 今年の5月以降、欧州の信用問題を背景に、ユーロ・円レートは円高傾向。
- ドル・円レートについても、米国の景気減速懸念から、円高トレンドが一段と進展。



(出所) Bloomberg

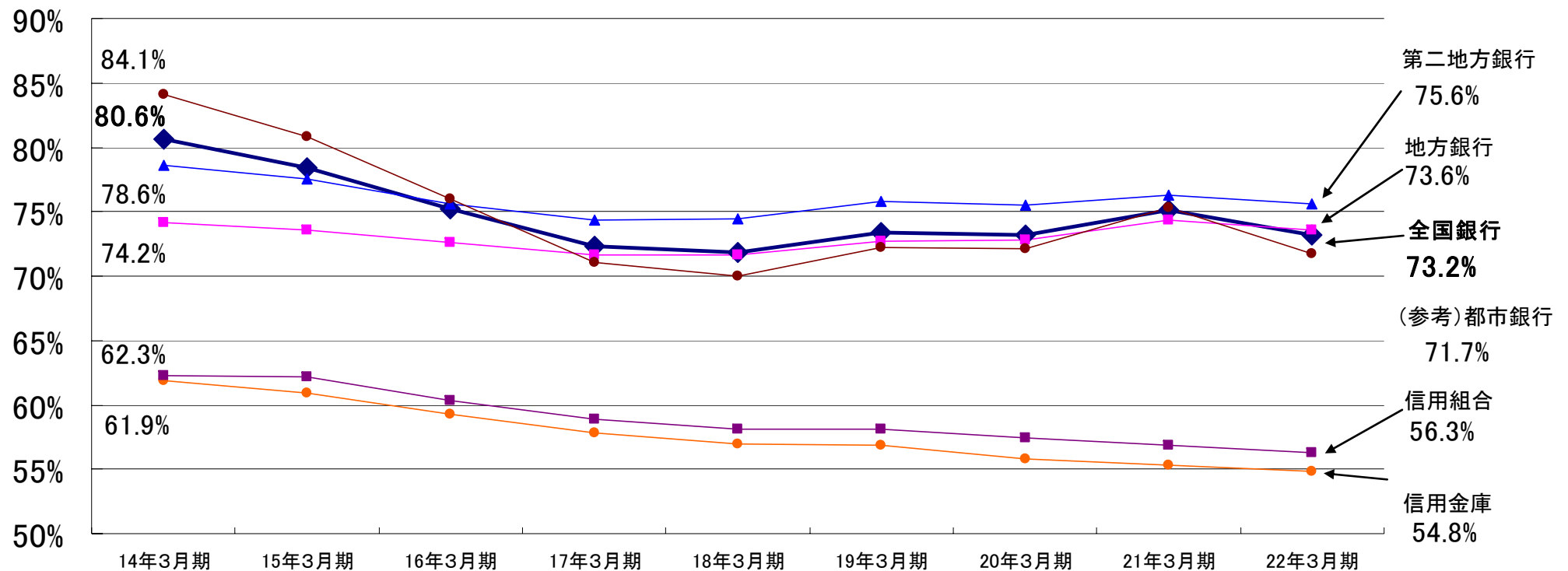
日米欧各国のソブリンCDSスプレッドの推移

- 今年の4月以降、ギリシャ、ポルトガル、スペインのソブリンCDSスプレッドは上昇。
- 特に財政問題を抱えるギリシャは著しく上昇。



金融機関の預貸率の推移

○ 全国銀行の預貸率は、全体として減少傾向。



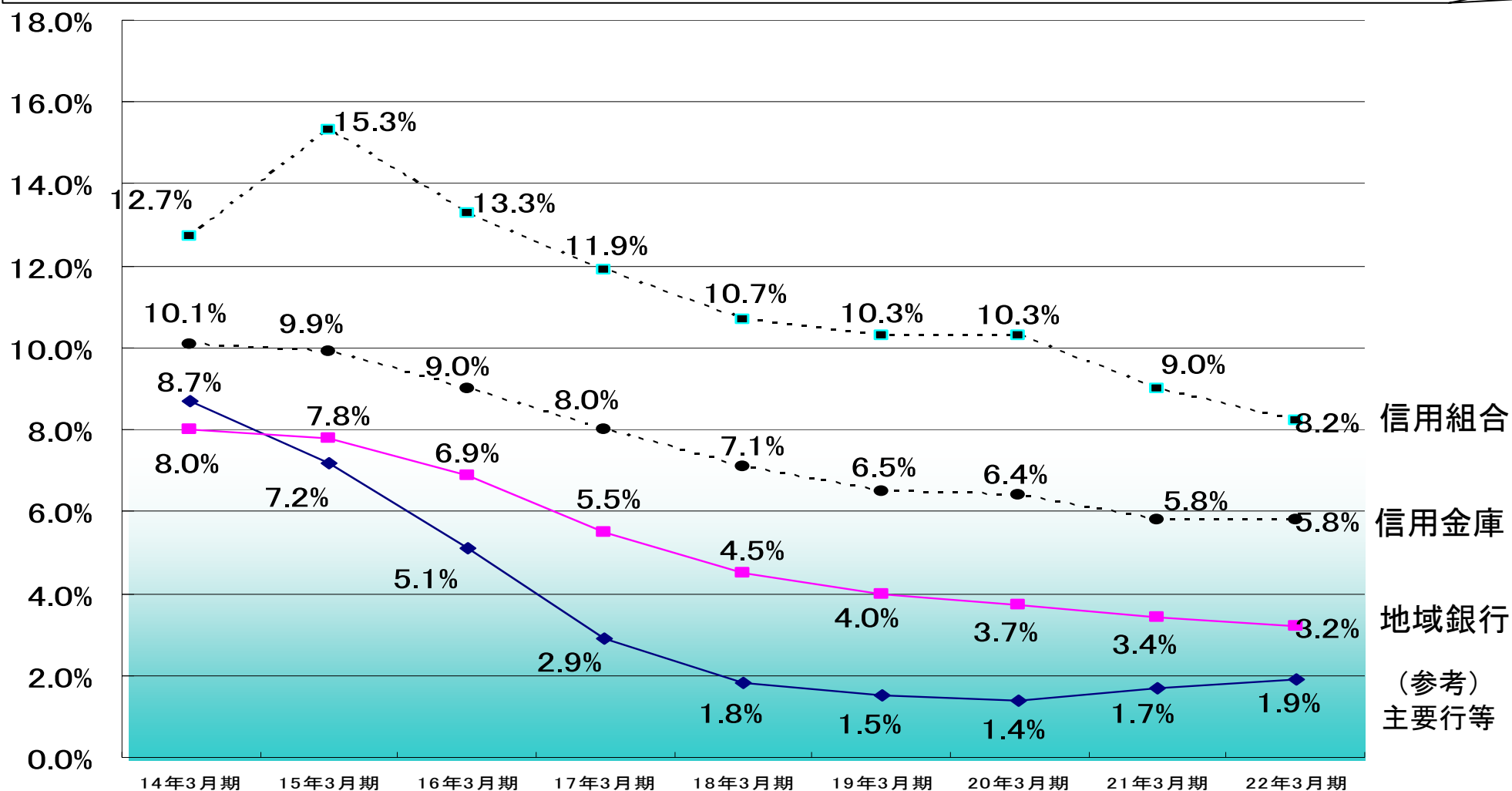
(注1) 上記数値は、平残ベースのもの。

(注2) 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金} + \text{譲渡性預金} + \text{債券}} \times 100$

(出典) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」
 信金中央金庫総合研究所「全国信用金庫統計」
 全国信用組合中央協会「全国信用組合決算状況」

金融機関の不良債権比率の推移

○ 不良債権比率は、全体として減少傾向。



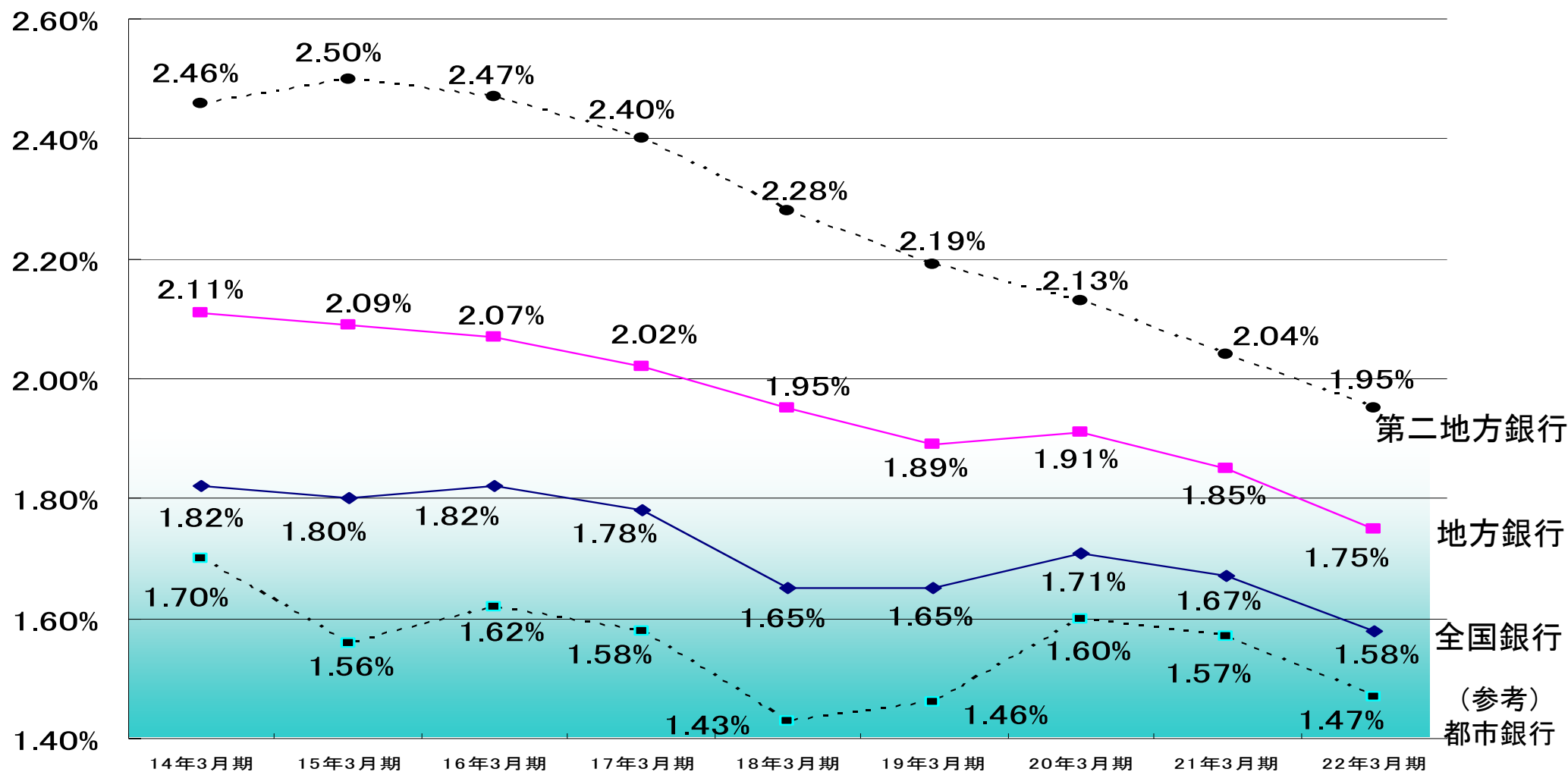
(注1) 計数は金融再生法開示債権ベース。

(注2) 主要行等とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。

(出典) 当庁HP

銀行の預貸利ざやの推移

○ 銀行の預貸利ざやは、全体として減少傾向。



(注) 預貸利ざや=(貸出金利回り-預金債権等利回り)
(出典) 全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」

我が国金融システムを巡る状況と金融行政の課題

(課題1) 国内においては厳しい経済情勢が続き、とりわけ中小企業等を取り巻く状況は依然として厳しい。

円滑な金融仲介機能の促進

(関連:「Ⅱ. 金融の円滑化について」、「Ⅲ. 改正貸金業法の完全施行について」)

(課題2) 世界的な金融危機を再発させないための金融規制改革について、国際的に議論が進展。

国際的な金融規制改革への対応

(関連:「Ⅳ. 国際的な金融規制改革への対応について」)

(課題3) 我が国経済の課題(少子化、低成長等)を前提に、強靱かつ経済成長に貢献する金融システムを構築する必要。

将来を展望した制度整備の推進

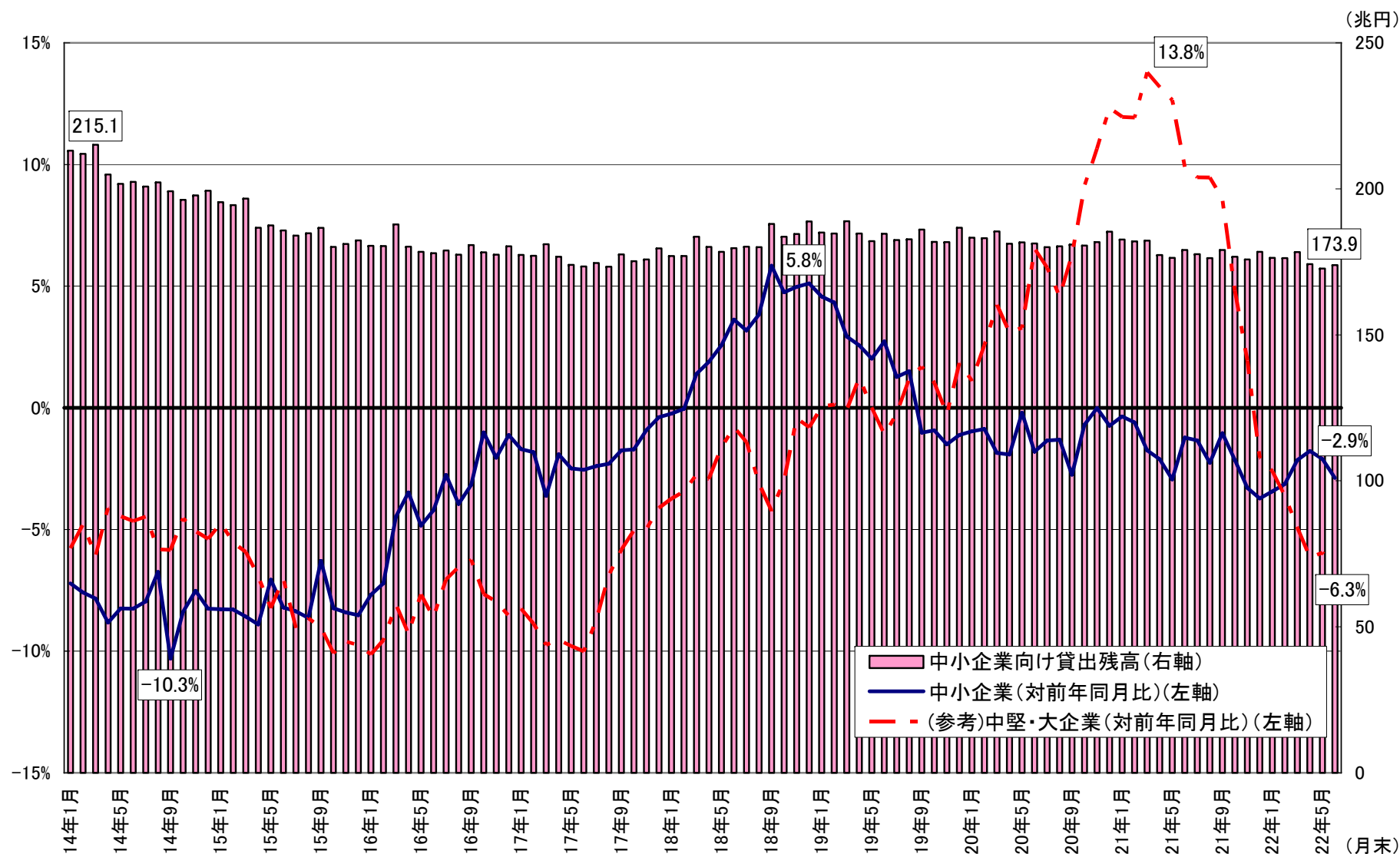
(関連:「Ⅴ. その他(新成長戦略に向けた取組み)」)



Ⅱ．金融の円滑化について

中小企業向け貸出残高(国内銀行、対前年同月比)の推移

○ 中小企業向け貸出は、近年170～180兆円で推移しており、2007年9月以降、対前年同月比はマイナス。



(出所) 日本銀行「貸出先別貸出金」

中小企業の業況

○ 中小企業の業況感は、現状D. I. が前回調査の▲93から▲82となったものの、厳しい状況が続いている。悪化の要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、次いで、「販売価格の下落」となっている。

商工会議所等の会員企業の業況（経営環境・収益等）の現状と先行き

区分	D. I. （良い－悪い）		悪化の要因（回答割合）						（単位：％）
	現状	先行き	① 原油・原材料 価格等、仕入 原価の上昇	② 販売先との関 係による販売 価格転嫁の 遅れ	③ 需要の低迷に よる売上げの 低迷	④ 競争過多によ る販売価格の 下落	⑤ 株式・為替市 場はじめグロ ーバルな市場 変動の影響	⑥ 規制の強化・ 緩和の影響	
製造業	▲70 (▲85)	▲68 (▲83)	13.3 (5.8)	8.0 (6.5)	52.2 (56.1)	21.2 (25.9)	5.3 (5.8)	0.0 (0.0)	
小売業	▲83 (▲96)	▲83 (▲91)	3.0 (0.0)	3.0 (2.5)	54.1 (53.5)	34.8 (39.6)	3.7 (1.9)	1.5 (2.5)	
卸売業	▲85 (▲98)	▲83 (▲94)	5.4 (0.0)	6.2 (8.2)	53.1 (58.2)	31.5 (32.2)	3.8 (1.4)	0.0 (0.0)	
建設業	▲87 (▲94)	▲89 (▲94)	6.7 (1.9)	4.0 (3.2)	54.0 (56.1)	31.3 (36.1)	0.0 (0.0)	4.0 (2.6)	
サービス業	▲79 (▲87)	▲77 (▲83)	3.5 (0.0)	1.7 (1.6)	64.3 (63.7)	30.4 (34.7)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
不動産業	▲83 (▲98)	▲85 (▲93)	1.0 (0.8)	2.0 (0.8)	74.3 (67.5)	22.8 (28.5)	0.0 (0.8)	0.0 (1.6)	
運輸業	▲87 (▲94)	▲85 (▲94)	22.0 (7.6)	3.0 (6.9)	49.2 (56.9)	25.8 (28.5)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
平均	▲82 (▲93)	▲81 (▲90)	8.0 (2.3)	4.0 (4.3)	56.6 (58.5)	28.7 (32.4)	1.8 (1.4)	0.9 (1.0)	

（出所）全国の財務局において実施した商工会議所（47先）に対するアンケート調査（今年5月実施）

（注1）D. I. ＝「良い」と回答した先数構成比－「悪い」と回答した先数構成比。

（注2）悪化の要因については、複数回答可としている。

（注3）表中の括弧書は今年2月時点の調査結果。

中小企業の資金繰り

○ 中小企業の資金繰り感についても、現状D. I. が前回調査の▲78から▲68となったものの、厳しい状況が続いている。悪化の要因としては、「中小企業の営業要因」の割合が最も大きい。

商工会議所等の会員企業の資金繰りの現状と先行き

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因 (回答割合)					(単位：%)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫 の長期化等、 中小企業の営 業要因	② 融資審査等、 金融機関の融 資態度	③ 融資期間・返済 条件等、 金融機関の融 資条件	④ 改正貸金業法 施行の影響等、 ノンバンクの融 資態度・動向	⑤ セーフティネット 貸付・保証等、 信用保証協会 や政府系金融 機関等の対応	
製造業	▲62 (▲74)	▲62 (▲72)	88.9 (89.3)	3.2 (5.3)	6.3 (4.0)	0.0 (0.0)	1.6 (1.3)	
小売業	▲68 (▲77)	▲74 (▲81)	88.0 (85.7)	2.7 (2.4)	4.0 (3.6)	2.7 (2.4)	2.7 (6.0)	
卸売業	▲70 (▲79)	▲70 (▲81)	92.9 (84.9)	2.9 (3.5)	2.9 (3.5)	0.0 (2.3)	1.4 (5.8)	
建設業	▲77 (▲85)	▲83 (▲87)	83.5 (74.5)	9.4 (15.1)	3.5 (2.8)	0.0 (0.0)	3.5 (7.5)	
サービス業	▲66 (▲70)	▲62 (▲68)	87.0 (84.1)	4.3 (7.2)	2.9 (4.3)	2.9 (2.9)	2.9 (1.4)	
不動産業	▲63 (▲78)	▲67 (▲78)	78.9 (68.7)	9.9 (14.1)	7.0 (7.1)	1.4 (2.0)	2.8 (8.1)	
運輸業	▲70 (▲81)	▲72 (▲81)	82.9 (81.1)	7.1 (6.7)	7.1 (5.6)	0.0 (0.0)	2.9 (6.7)	
平均	▲68 (▲78)	▲70 (▲78)	85.9 (80.5)	5.8 (8.2)	4.8 (4.4)	1.0 (1.3)	2.6 (5.6)	

(出所) 全国の財務局において実施した商工会議所(47先)に対するアンケート調査(今年5月実施)

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比－「悪い」と回答した先数構成比。

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

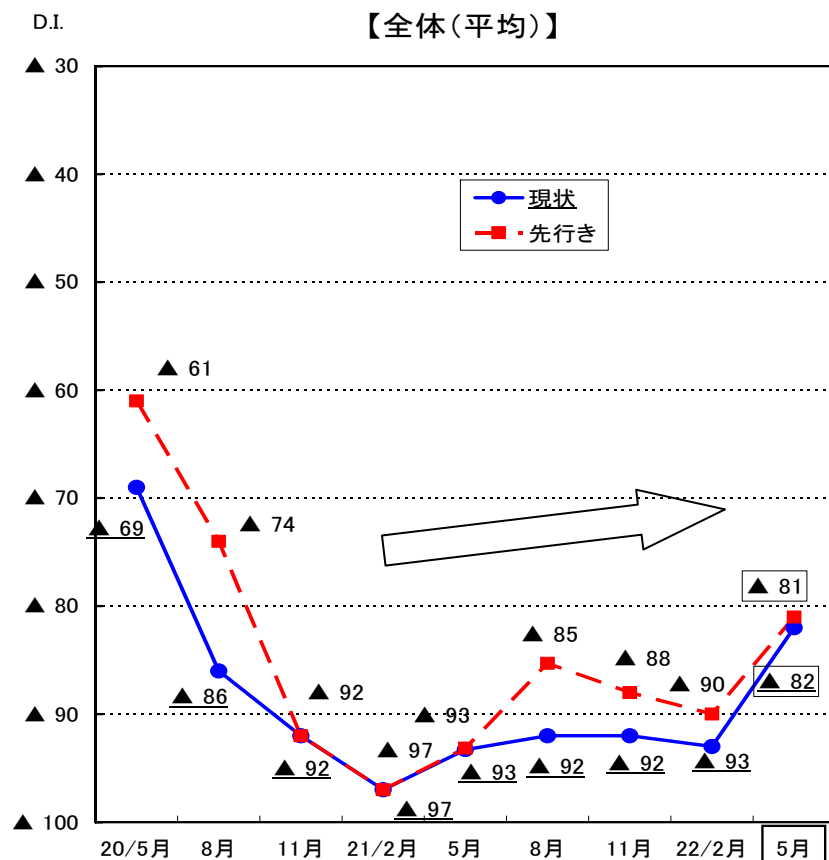
(注3) 表中の括弧書は今年2月時点の調査結果。

中小企業の業況等に関するアンケート結果の推移(業況)

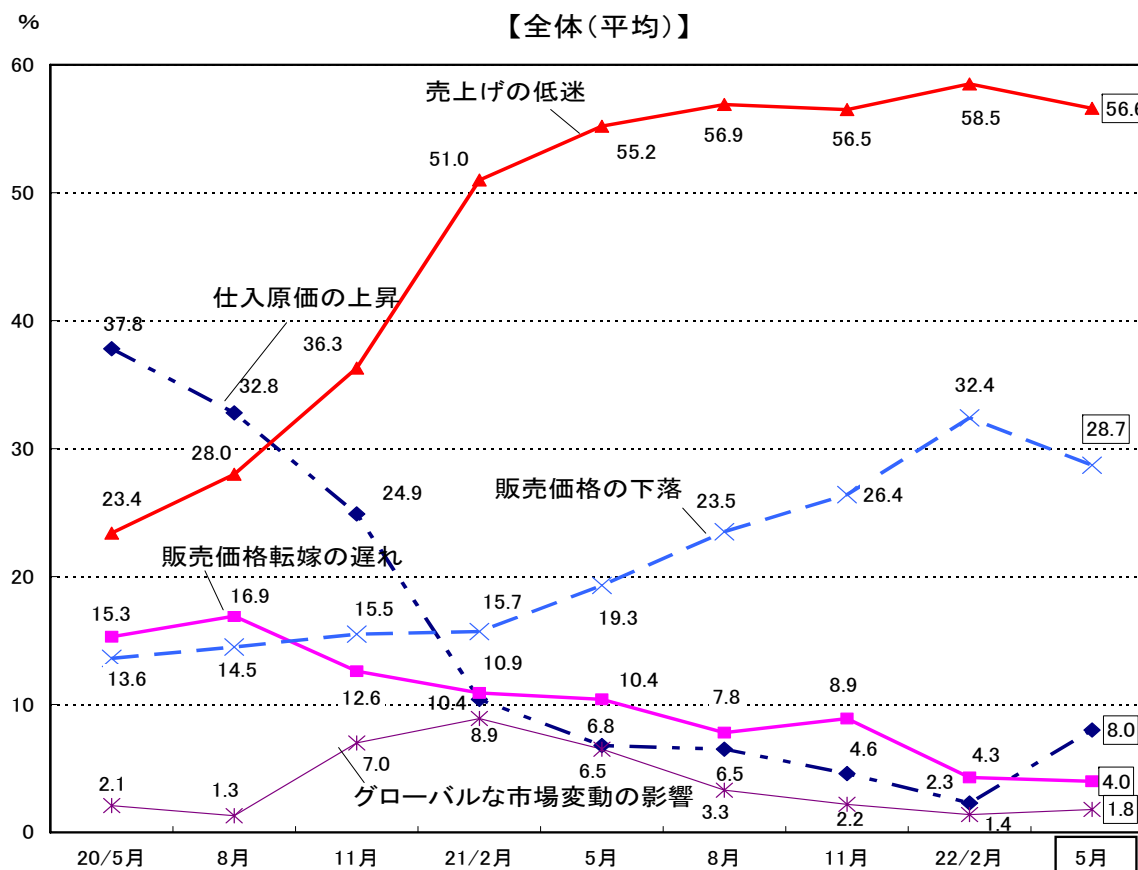
○ 業況感については、昨年2月以降、やや改善傾向にあるが、依然として厳しい状況。

1. 中小企業の業況

(1) 「D. I.」の推移



(2) 「悪化の要因」の推移



(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

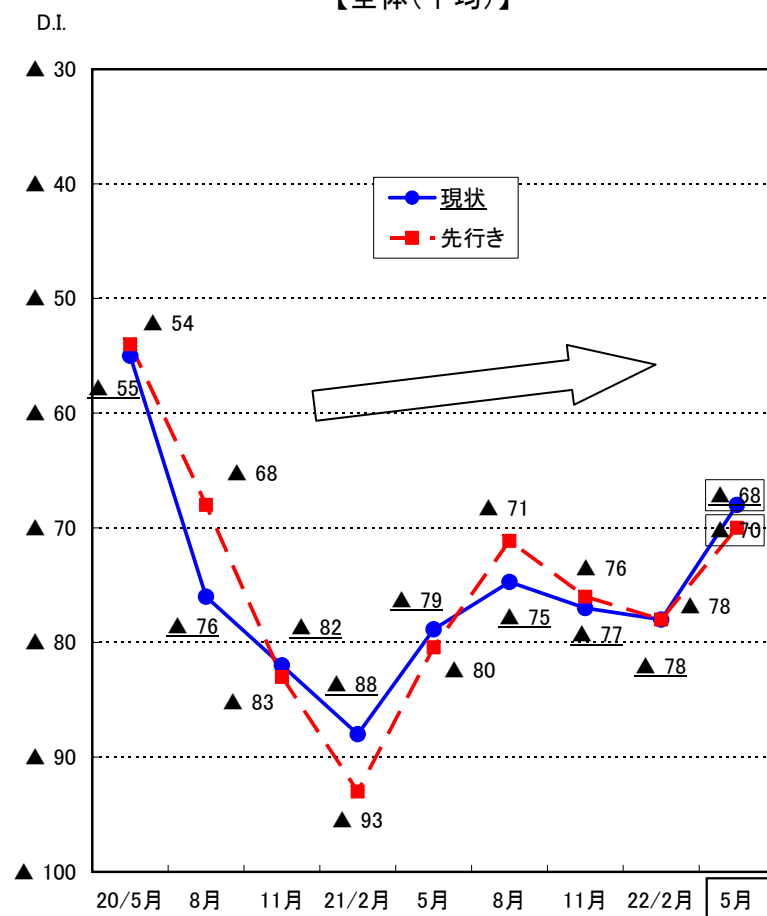
中小企業の業況等に関するアンケート結果の推移(資金繰り)

○ 資金繰り感についても、昨年2月以降、やや改善傾向にあるが、依然として厳しい状況。

2. 中小企業の資金繰り

(1) 「D. I.」の推移

【全体(平均)】

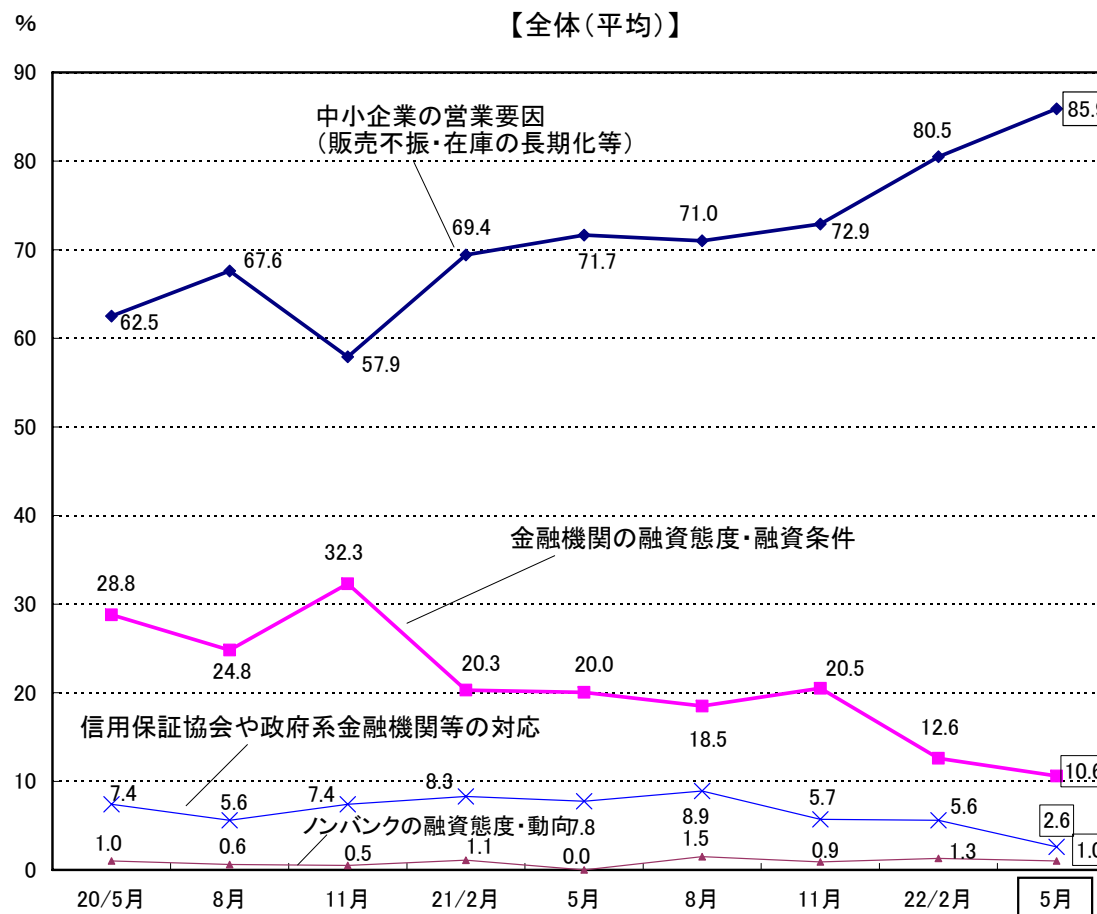


(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(2) 「悪化の要因」の推移

【全体(平均)】



金融の円滑化に向けた、これまでの主な取組み①

制度面の取組み		実態把握・金融機関への要請等	
平成20年			
9月2日	・金融の円滑化に向けた基本的考え方と取組みを公表 【中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について】	9月2日	・「安心実現のための緊急総合対策」を受け、金融の円滑化を要請
10月3日	・企業の自己資本充実のため、既存融資の資本的劣後ローンへの条件変更を資本とみなす旨明確化【検査マニュアルの改定】	10月6日～ 10月16日	・全国各地で中小企業庁と合同での中小企業との意見交換会 ・「大臣目安箱」を開設
10月28日	・公正価値の算定方法(市場混乱時には理論値でも可)を明確化【会計上の措置】	10月29日	・緊急保証制度開始の趣旨を踏まえた対応を要請
10月31日	・信用保証協会の緊急保証制度の開始		
11月7日	・貸出条件緩和が円滑に行われるための措置を公表 (21年2月10日 検査マニュアルに関するFAQを追加)	11月 11月7日	・商工会議所へのアンケート調査 ・貸出条件緩和に関する措置の趣旨を踏まえた柔軟な対応を要請
11月7日	・銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化を公表 【監督上の措置】	11月21日	・各省に対し、貸出条件緩和に関する措置の周知を要請 ・併せて、中小企業向けパンフレットを作成・配布
12月5日	・金融商品(債券)の保有目的区分の変更について改正基準を公表 【会計上の措置】	12月3日	・金融担当大臣等から金融機関代表に年末金融の円滑化等を要請
12月12日	・銀行等の自己資本比率規制の一部改正案を公表	12月12日	・金融担当大臣談話を公表
12月17日	・改正金融機能強化法の施行(12月12日成立)	12月17日	・金融担当大臣等から金融機関代表に年末金融の円滑化等を要請
12月19日	・(生活防衛のための緊急対策に基づき)政府系金融機関による危機対応業務の発動・拡充を決定		
平成21年			
3月10日	・「金融円滑化のための新たな対応について」を公表(特別ヒアリング・集中検査の実施、緊急保証に係るリスク低減見直し、コペナツ対応弾力化の促進、金融機能強化法の活用促進等)	1月29日 2月20日 2月24日 2月	・緊急保証制度拡充の趣旨を踏まえた対応を要請 ・中小企業向け貸出条件緩和の状況の調査結果(第1回)を公表 ・金融担当大臣等から金融機関代表に年度末金融の円滑化等を要請 ・商工会議所等へのアンケート調査
3月13日	・地域銀行3行に対する国の資本参加を決定 (北洋銀行1,000億円、南日本銀行150億円、福邦銀行60億円)	3月13日	・金融担当大臣談話を公表
4月10日	・(経済危機対策に基づき)セーフティネット貸付等の拡充を決定	5月 6月5日 6月8日	・商工会議所へのアンケート調査 ・中小企業向け貸出条件緩和の状況の調査結果(第2回)を公表 ・緊急保証制度拡充の趣旨を踏まえた対応を要請

金融の円滑化に向けた、これまでの主な取組み②

制度面の取組み		実態把握・金融機関への要請等	
8月7日	・ 検査において円滑な金融仲介機能の発揮を重点的に検証することを検査基本方針に明記	8月	・ 商工会議所等へのアンケート調査
8月18日	・ 地域密着型金融の推進等を通じた金融円滑化を監督方針に明記		
9月11日	・ 地域銀行3行に対する国の資本参加を決定 (みちのく銀行200億円、きらやか銀行200億円、第三銀行300億円)	9月11日	・ 中小企業向け貸出条件緩和の状況の調査結果(第3回)を公表
	・ 全国信用協同組合連合会に対して、山梨県民信用組合発行の優先出資に係る信託受益権等の買取り(450億円)を決定	11月	・ 商工会議所へのアンケート調査
12月4日	・ 中小企業金融円滑化法の施行(11月30日成立)、監督指針、検査マニュアルを改定	12月4日	・ 金融担当大臣談話を公表
			・ 併せて、金融担当大臣より各金融関係団体・経済団体等に中小企業金融円滑化法を踏まえた対応について要請書を発出
12月8日	・ (緊急経済対策に基づき)景気対応緊急保証制度の創設、セーフティネット貸付の延長・拡充を決定		
12月9日	・ 地域銀行2行に対する国の資本参加を決定 (東和銀行350億円、高知銀行150億円)	12月10日	・ 金融担当大臣等から金融機関代表に年末金融の円滑化等を要請
12月15日	・ 条件変更対応保証制度の開始	12月16日	・ 中小企業向け貸出条件緩和の状況の調査結果(第4回)を公表
平成22年		2月	・ 商工会議所等へのアンケート調査
2月15日	・ 景気対応緊急保証制度の開始		
3月10日	・ 地域銀行2行に対する国の資本参加を決定 (北都銀行100億円、宮崎太陽銀行130億円)	3月2日	・ 内閣総理大臣等から金融機関代表に年度末金融の円滑化等を要請
		5月	・ 商工会議所へのアンケート調査
		6月30日	・ 中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況(法施行日～3月末)を公表

中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的パッケージ

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための
臨時措置に関する法律
～ 時 限 ～

金融機関の努力義務

金融機関(注)は、中小企業又は住宅ローンの借り手から申込みがあった場合には、貸付条件の変更等を行うよう努める。

(注) 銀行、信金・信組・労金・農協・漁協及びその連合会、農林中金

金融機関自らの取組み

- ・金融機関の責務を遂行するための体制整備。
- ・実施状況と体制整備状況等の開示。(虚偽開示には罰則を付与。)

行政上の対応

- ・実施状況の当局への報告。(虚偽報告には罰則を付与。)
- ・当局は、報告をとりまとめて公表。

更なる支援措置

- ・信用保証制度の充実等。

検査・監督上の措置

・法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針を改定。

・中小企業融資・経営改善支援への取組み状況を重点的に検査・監督。

その他の措置

- ・政府関係金融機関等についても、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう努めることを要請。
- ・金融庁幹部が、中小企業庁等と連携し、全国各地の中小企業等と意見交換。
- ・金融機能強化法の活用検討促進。

監督指針の改定

中小企業等に対する金融円滑化対策の総合的なパッケージ

- 法律の施行に併せて、検査マニュアル、監督指針について所要の改正を行う。
- 中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について、重点的に検査・監督を行う。

上記の総合的なパッケージに基づく方針を踏まえ、平成21年12月4日の中小企業金融円滑化法の施行に併せて、監督指針及び金融検査マニュアルを改定・公表。

中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針の策定

- 中小企業金融円滑化法の実効性を高める観点から、金融機関の監督上の評価項目を設定

【貸付条件の変更等の申込みに対する対応】

- 条件変更等の申込みの相談を受けた場合には、真摯に対応しているか。債務者の意思に反して申込みを取り下げさせていないか。
- 申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係並びに債務者の知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由を具体的かつ丁寧に説明しているか。
- 経営再建計画を策定する意思のある中小企業者から要請がある場合には、その策定を支援しているか。
- 経営再建計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて中小企業者に対して助言を行っているか。
- 他の金融機関から借入れを行っている中小企業者から申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、緊密な連携を図るよう努めているか。
- 貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。

【金融機関の体制整備】

- 条件変更等の実施に関する基本方針を策定しているか。
- 貸付条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢を整備しているか。
- 営業店の評価、その他業績評価等の基準が、基本方針と整合的なものとなっているか。
- 債務者の経営状況に関する期中管理を適切に行うための態勢を整備しているか。

監督指針の改定

- 中小企業について、貸出条件緩和債権に該当しない要件を従来に比べて拡充。

- 債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるときには、当該債務者に対する貸出金は、当該貸出条件の変更を行った日から最長1年間、貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。

検査マニュアルの改定

金融検査マニュアルの構成、内容を、従来のリスク管理中心のものから、

- ① 金融機関のコンサルティング機能（経営相談・経営指導等）をはじめとする金融円滑化と、
- ② 金融機関の健全性の維持・向上、の2点を柱とする。

（改定後の金融検査マニュアルの構成）

経営管理（ガバナンス）

金融円滑化編（新設）

- ・コンサルティング機能の発揮
- ・金融円滑化一般

リスク管理等編

（金融機関の健全性の維持・向上）

金融検査マニュアル改定の概要等

- 中小企業金融円滑化法で求められる体制整備等。
- 取引先である中小企業に対する経営相談・経営指導及び経営改善計画の策定支援等の取組み（コンサルティング機能の発揮）。
 - ・ 継続的な企業訪問等を通じて企業の技術力・販売力や経営者の資質といった定性的な情報を含む経営実態の十分な把握と債権管理に努めているか。
 - ・ きめ細かな経営相談、経営指導、経営改善計画の策定支援等を通じて積極的に企業・事業再生に取り組んでいるか。
 - ・ ビジネスマッチングやM&Aに関する情報等、当該金融機関の情報機能やネットワークを活用した支援に取り組んでいるか。
- 金融円滑化の適切な実施。
 - ・ 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、迅速な検討・回答に努めているか。また、謝絶又は資金回収を行う場合には、可能な限り根拠を示して顧客の理解と納得を得るための説明に努めているか。
 - ・ 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握し、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。
- 中小企業について、条件変更を行っても、「貸出条件緩和債権」に該当しない要件を従来に比べて拡充。

中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況(施行日～H22.3末)

1. 中小企業者向け貸付け

上段は件数、下段括弧内は金額(単位:億円)

	申込み	実行	謝絶	実行率①	実行率②
主要行等(11)	62,356 (31,787)	42,683 (24,453)	1,115 (656)	97.5%	68.5%
地域銀行(107)	210,326 (59,114)	161,162 (47,769)	2,989 (792)	98.2%	76.6%
その他の銀行(29)	5,410 (802)	4,221 (477)	129 (19)	97.0%	78.0%
信用金庫(273)	161,399 (30,270)	125,043 (23,406)	1,818 (409)	98.6%	77.5%
信用組合(160)	26,315 (5,513)	21,224 (4,450)	227 (53)	98.9%	80.7%
労働金庫・ 農協・漁協等(976)	15,561 (2,396)	13,741 (1,731)	139 (53)	99.0%	88.3%
合計(1556)	481,367 (129,882)	368,074 (102,286)	6,417 (1,982)	98.3%	76.5%

2. 住宅ローン

	申込み	実行	謝絶	実行率①	実行率②
主要行等(11)	11,399 (2,055)	5,577 (1,015)	298 (53)	94.9%	48.9%
地域銀行(107)	27,352 (3,946)	12,814 (1,878)	899 (125)	93.4%	46.8%
その他の銀行(29)	724 (101)	402 (51)	47 (16)	89.5%	55.5%
信用金庫(273)	12,103 (1,667)	6,805 (950)	290 (38)	95.9%	56.2%
信用組合(160)	2,131 (289)	1,256 (172)	55 (6)	95.8%	58.9%
労働金庫・ 農協・漁協等(976)	2,970 (399)	1,303 (170)	190 (24)	87.3%	43.9%
合計(1556)	56,679 (8,457)	28,157 (4,236)	1,779 (262)	94.1%	49.7%

(注1) 実行率①＝実行件数／(実行件数＋謝絶件数)、実行率②＝実行件数／申込み件数

(注2) 「主要行等」とは、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。また、「その他の銀行」とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行をいう。

景気対応緊急保証制度

■ 概要

- ・対象業種を一部の例外業種を除き、原則全業種を指定（業種分類を大括り）
- ・期間は、緊急保証の期限を1年延長し、平成23年3月31日まで
- ・緊急保証の30兆円の利用枠に、新たに6兆円追加（36兆円）

■ 対象

- ・指定業種に属し、売上減少（前年比▲3%）（※）などについて市区町村長の認定
- （※）企業認定基準を緩和し、新たに、2年前比での売上減少（▲3%）基準を導入

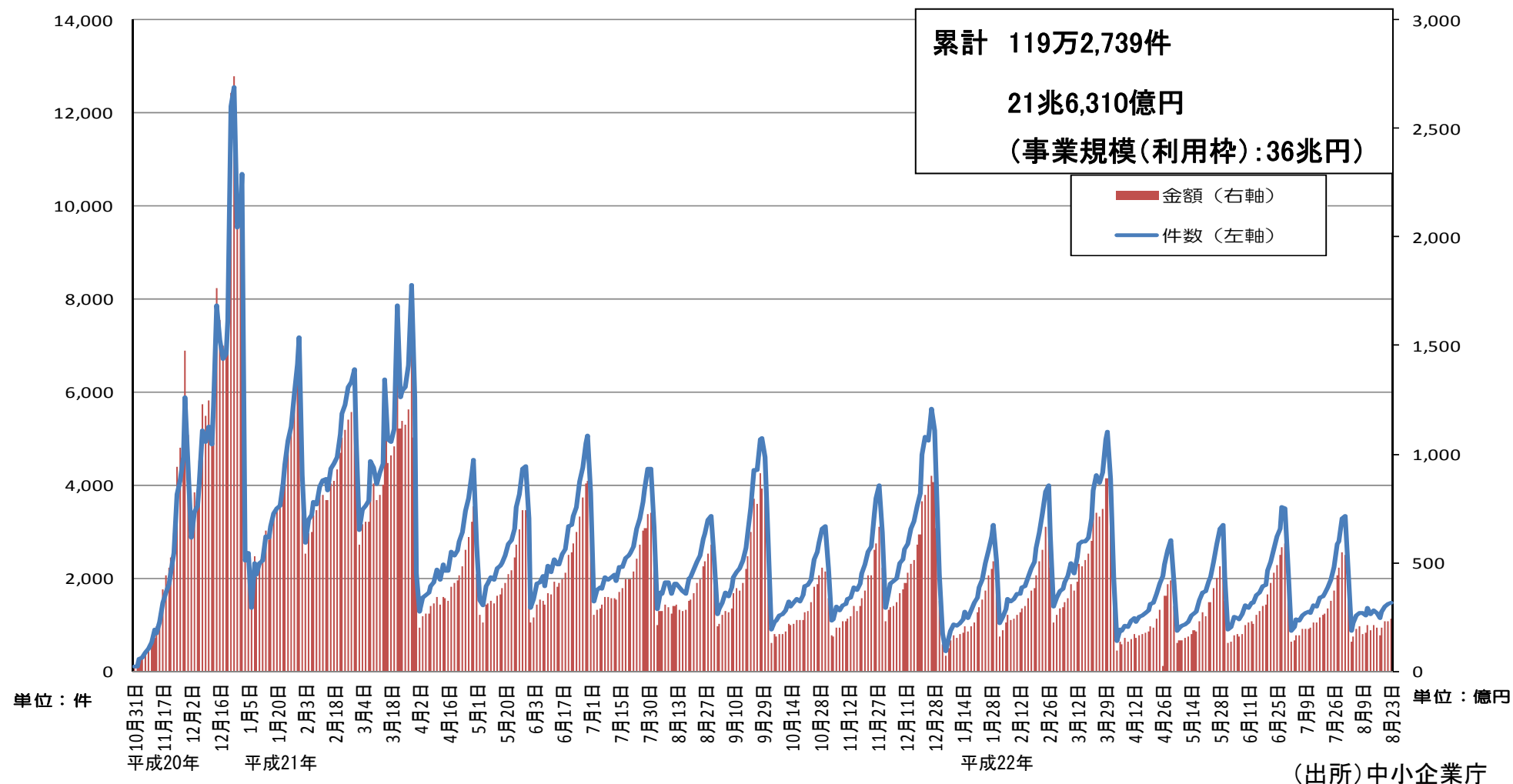
■ 内容

- ・保証限度額8,000万円（無担保）、2億円（有担保）
 - ※信用力の高い事業者には8,000万円を超える無担保保証ニーズにも柔軟に対応
- ・信用保証協会の100%保証（責任共有制度の対象外）
- ・保証期間は10年以内（据置期間は2年以内）
- ・保証料率は0.8%以下

■ 保証・融資審査について

- ・金融審査に当たって中小企業の経営実態を十分勘案するよう保証協会に基本方針を提示。
例：2期連続の赤字を計上し、繰越損失を抱えている場合であっても、赤字の要因や取引先等からの経営支援等を幅広く勘案した上で与信を総合的に判断。
- ・100%保証の趣旨を踏まえ、金利等の貸出条件に配慮するよう金融機関に働きかけ。

景気対応緊急保証等の承諾実績(平成20年10月31日～平成22年8月23日速報)



※

景気対応緊急保証は、平成20年10月31日から開始された緊急保証について、①期限を1年延長するとともに、②利用枠30兆円から36兆円に拡大するなどして、平成22年2月15日から開始（平成23年3月31日までの時限措置）。

金融機能強化法の改正と活用促進

内外の金融市場の混乱
実体経済の悪化

- ➡ 金融機関の貸出余力が低下
〔・有価証券関連損失の拡大
・信用コストの増加、等〕
- ➡ 借手企業の経営環境や
資金繰りにも影響

金融機能強化法の改正
(平成20年12月)

国による資本参加

- ➡ 金融機関が安心して金融仲介機能の
発揮に専念できる環境を整備
- ➡ 中小企業等に対する円滑な資金供給
- ➡ 地域における経済の活性化

主な改正内容と活用促進のためのこれまでの取り組み

【主な改正内容】

- ① 平成20年3月末で一度期限切れとなっていた国の資本参加の申請期限を24年3月末まで延長
- ② 経営責任の明確化を制度上一律には求めないこととしたほか、経営改善の目標に係る要件等を見直し
- ③ 協同組織金融機関については、傘下の金融機関の経営を熟知し、自主的な資本増強機能・モニタリング機能を有する中央機関に対して、国が予め資本参加する新たな枠組みを創設

【活用促進のためのこれまでの取り組み】

○ 改正法等の迅速な施行

成立：平成20年12月12日、施行：12月17日
⇒ 政令・内閣府令等を速やかに整備

○ 趣旨・内容の周知、活用の検討の呼びかけ

○ 「金融円滑化のための新たな対応について」

(平成21年3月10日公表)

⇒ 公的資本の商品性や、経営強化計画の履行に関する監督上の措置に工夫を凝らす等

⇒ 平成22年3月末までに、11の金融機関に対し、合計3,090億円の資本参加を実施

最近の動き(経済対策における「中小企業金融支援」)

「経済対策の基本方針について」(平成22年8月30日)抜粋

Ⅱ. 対策の骨格

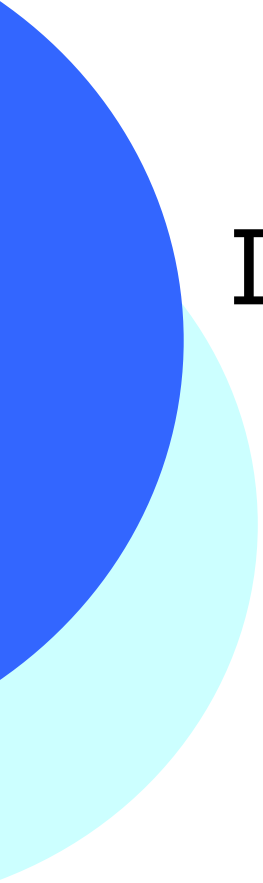
(1)「雇用」の基盤づくり

◇厳しい雇用情勢の中で、「新成長戦略」を踏まえ、「新卒者雇用に関する緊急対策について」に示された取組や、若年を中心とした雇用対策を講じつつ、潜在的な需要を有する分野(子育て、医療・介護、環境、農業、林業等)において、「新しい公共」も活用しながら、雇用戦略の取組を推進する。

また、中小企業の金融支援を通じて、雇用の確保を図る。

<具体的な施策>

- ・ 大学におけるキャリアカウンセラーの増員等による相談支援の強化
- ・ 新卒者就職応援プロジェクト(インターンシップ)、新卒者体験雇用(トライアル雇用)の拡充
- ・ ジョブサポーター増員等による中小企業と新卒者等の集中的なマッチング
- ・ パーソナルサポート・モデル事業
- ・ 実践キャリアアップ戦略(キャリア段位制度)の推進
- ・ 「重点分野雇用創出事業」の拡充
- ・ 中小企業金融支援 等



Ⅲ. 改正貸金業法の完全施行について

多重債務問題と貸金業規制法等の改正

多重債務問題の深刻化：平成19年2月末時点で5件以上の利用者は**約180万人**、こちらの者の平均借入総額は**約240万円**

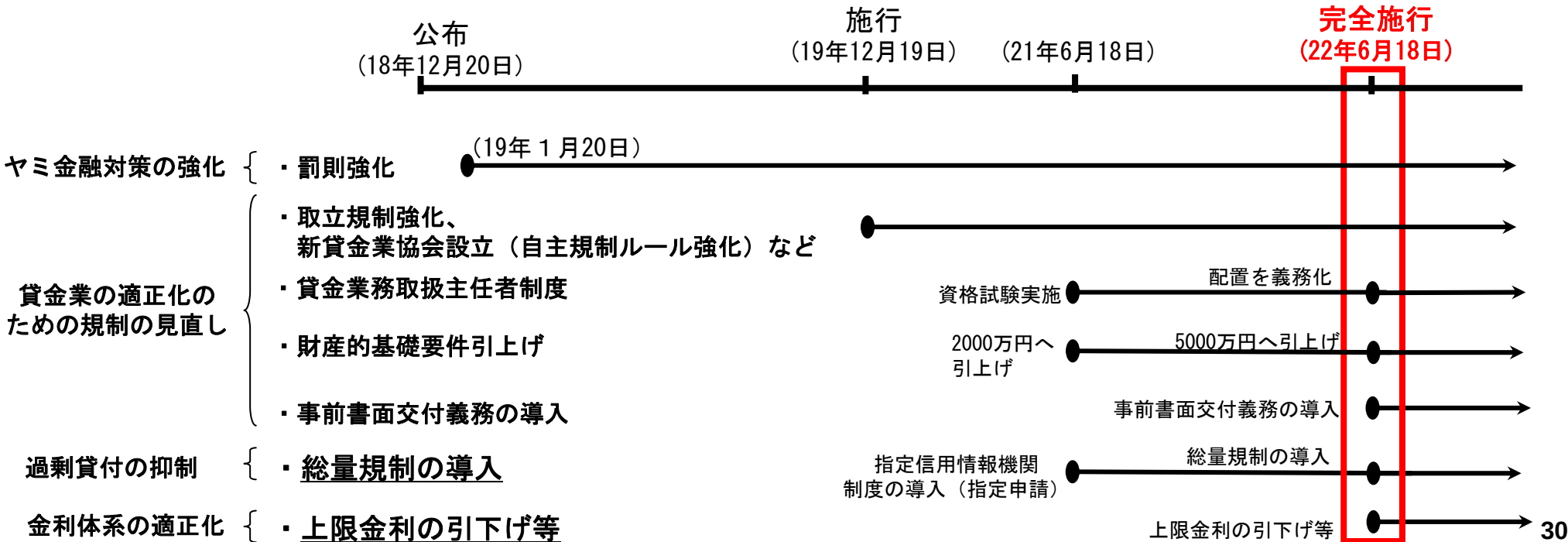
(注) 数値には、リボルビング契約の契約者で残高のない者及び既に自己破産して残高のない者は含まれていない。
(データ出典：全国信用情報センター連合会（現日本信用情報機構）の保有データ）

※多重債務問題の直接の背景として考えられるもの

- ・ 高金利
- ・ 商品性（借入れが容易であり、金利負担を認識しない返済システム）
- ・ 過剰な貸付け（貸付けの際に借り手のリスクの把握が不十分）
- ・ 借り手の金融知識・計画性の不足 等

多重債務者の発生を防ぐことを目的として、貸金業法制定以来の抜本改正（平成18年12月13日成立）

- ① 貸金業の適正化のための規制の見直し（参入規制・行為規制の強化等）
- ② 過剰貸付抑制のための総量規制の導入等（年収の3分の1を超える借入れは原則禁止）
- ③ 金利体系の適正化、④ ヤミ金融対策の強化



改正貸金業法の円滑な施行のための取組み

○ 完全施行に向けた取組：「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」による「借り手の目線に立った10の方策」の推進

改正貸金業法の円滑な実施のために講ずべき施策について検討を行うことを目的として、「**貸金業制度に関するプロジェクトチーム**」(座長:大塚内閣府副大臣(金融担当))を設置(平成21年11月13日)。最終的に、「**借り手の目線に立った10の方策**」を取りまとめ(平成22年4月2日)。

借り手の目線に立った10の方策

1. 総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進
2. 個人事業者が提出する事業計画等の記載事項の簡素化
3. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入
4. 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討
5. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置の検討
6. 健全な消費者金融市場の形成
7. 多重債務者等の生活再建・事業再生のための多様なセーフティネットの充実・強化
8. 多重債務者に対するカウンセリング・相談の更なる改善・強化
9. ヤミ金融対策の強化
10. 改正貸金業法等の広報活動

総量規制の「適用除外」と「例外」

適用除外

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高にも**算入されない**

【適用除外】

- ・住宅ローン（不動産購入のための貸付け）
- ・マイカーローン（自動車購入時の自動車担保貸付け）
- ・高額療養費の貸付け
- ・有価証券担保貸付け（注）
- ・不動産担保貸付け（居宅等を担保とする場合を除く）
- ・売却予定不動産の売却代金により返済される貸付け

等

例外

- ・総量規制にかかわらず**借入可**
- ・借入残高には**算入される**

【例外】

- ・借入残高を段階的に減少させるための借換え
- ・個人事業者に対する貸付け
 - ① 事業・収支・資金計画の提出により、返済能力を超えないと認められる場合には、貸付けが可能。
 - ② 貸付金額が100万円以下の場合には、上記計画の提出に代えて、事業・収支・資金繰りの状況が確認できる書面の提出により、貸付けが可能。《新設》
- ・緊急に必要と認められる医療費を支払うための貸付け
- ・社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金（10万円以下）の貸付け 《新設》
- ・預金取扱金融機関からの貸付けを受けるまでのつなぎ資金に係る貸付け 《新設》

等

（注）今般の見直しにより、「例外」から「適用除外」に分類変更

健全な消費者金融市場の形成

1. 現状・論点

- わが国の**金利の実勢は「ふたこぶ」の状況**。背景には、銀行・信金等が消費者向け貸付けに必ずしも十分に組み込んでいない実情が考えられる。
- 従って、**中長期的に健全な消費者金融市場を形成する観点から、消費者向け貸付けについて、銀行・信金等による社会的責任も踏まえた上での積極的参加が望まれる。**
- 今後の健全な消費者金融市場の形成は、改正貸金業法の完全施行の円滑な実施にも資する。

2. 方策

- 健全な消費者金融市場の形成に向け、改正貸金業法における多重債務の発生防止の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえ、**銀行・信金等が消費者向け貸付けを行う際の適切な審査や厳しい取立ての防止等について、所要の態勢整備を求める（監督指針の改正）。**

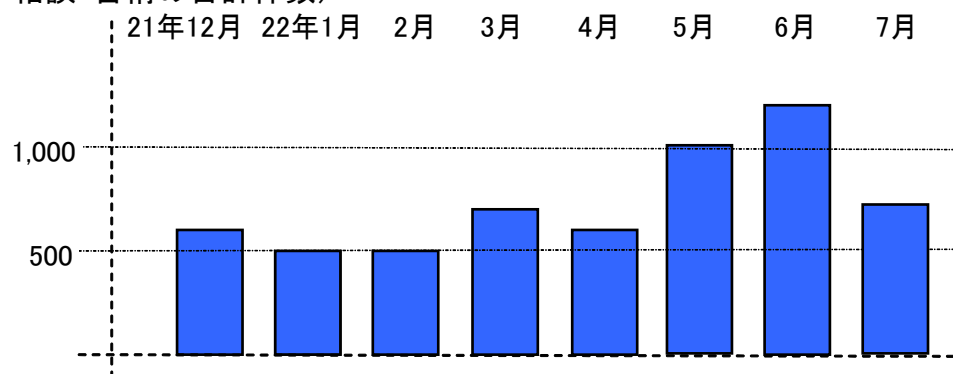
○完全施行後の取組：「改正貸金業法フォローアップチーム」の設置

改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「プロジェクトチーム」に代えて、「**改正貸金業法フォローアップチーム**」（座長：大塚内閣府副大臣（金融担当））を設置。

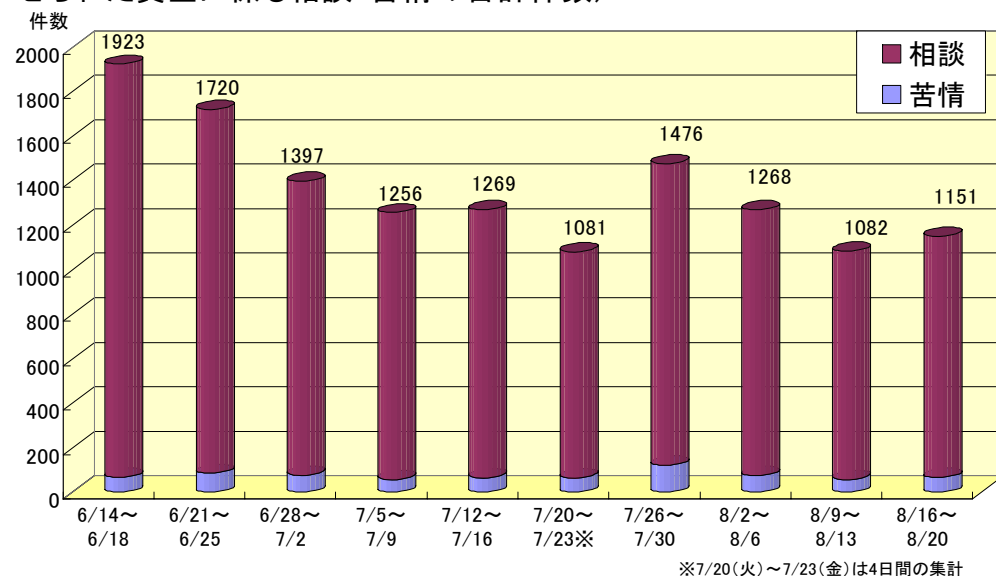
改正貸金業法の完全施行後の状況

相談・苦情件数の推移

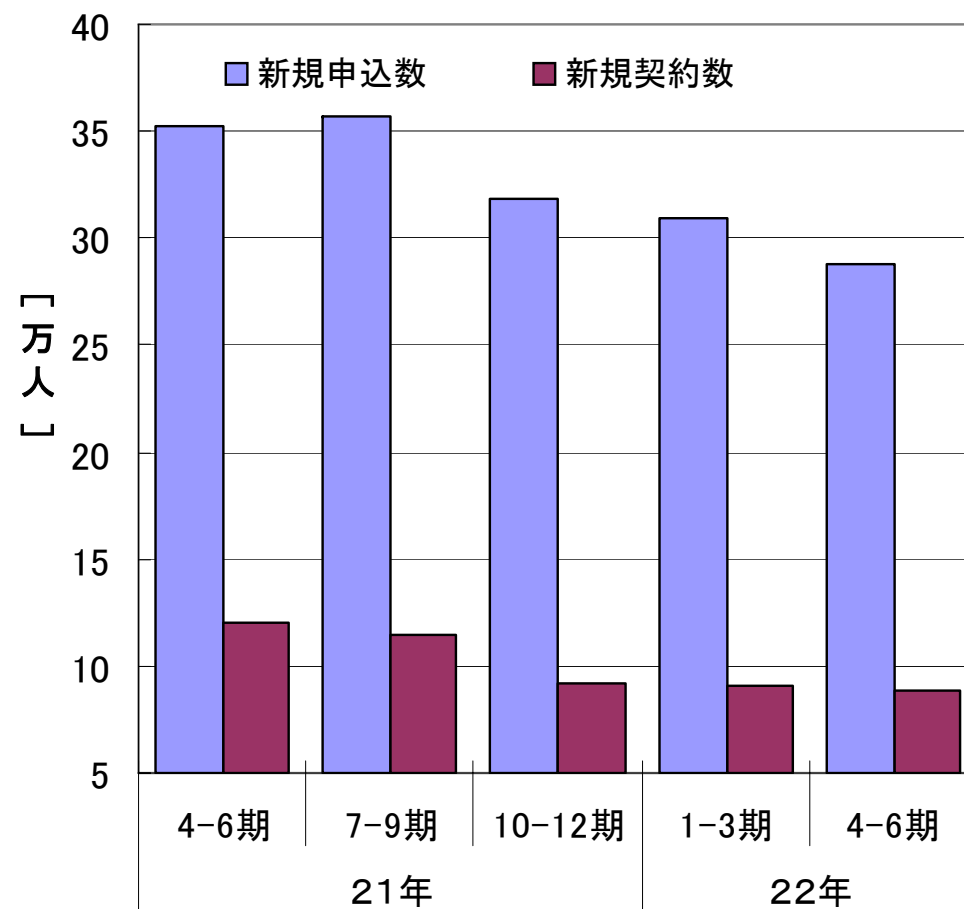
(金融庁(金融サービス利用者相談室)に寄せられた貸金業等に関する相談・苦情の合計件数)

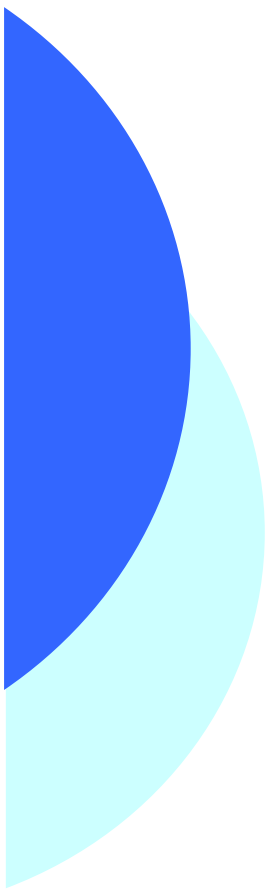


(金融庁(金融サービス利用者相談室)、財務局、日本貸金業協会に寄せられた貸金に係る相談・苦情の合計件数)



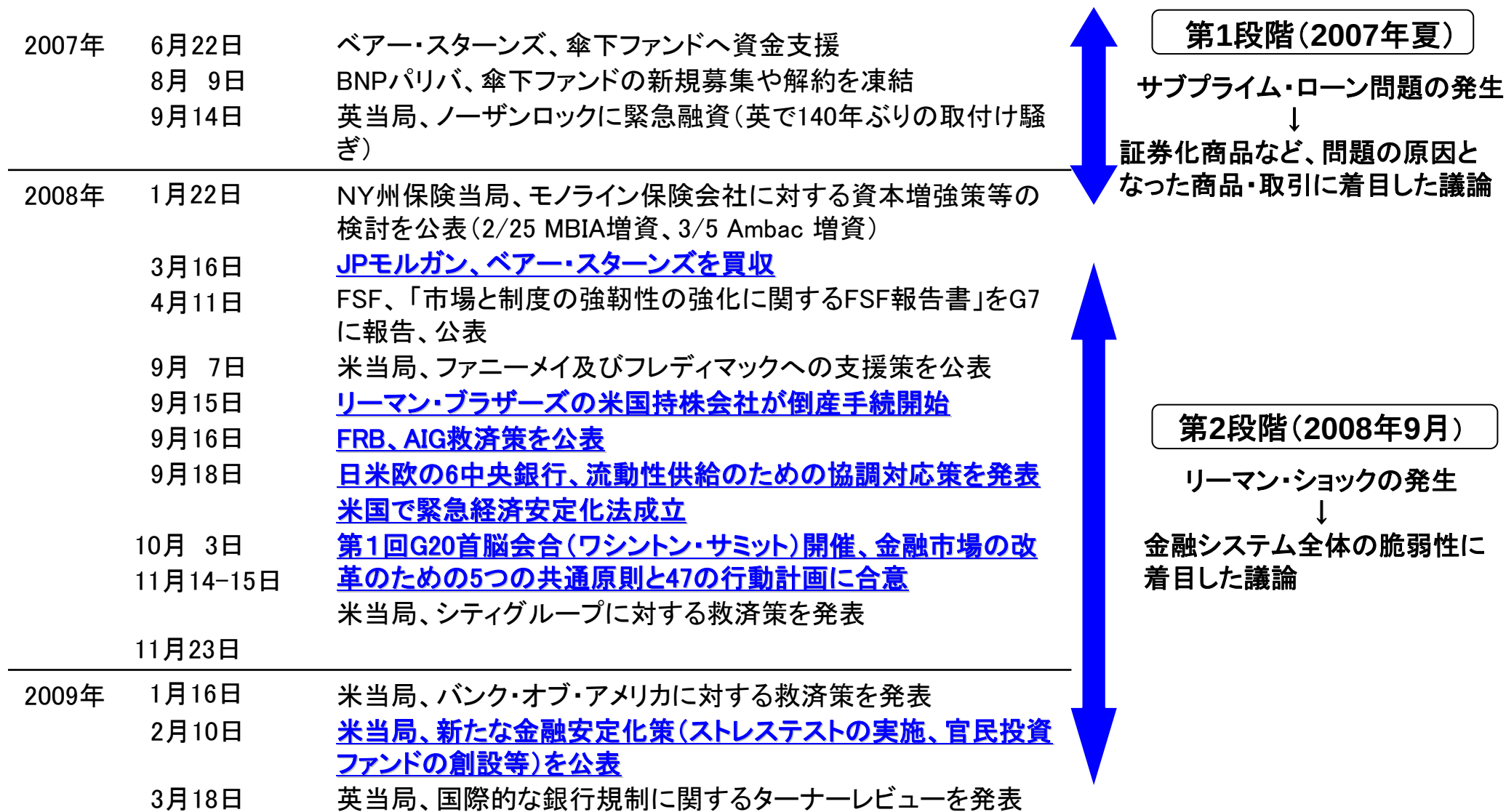
消費者金融大手4社の新規申込数と新規契約数の推移





IV. 国際的な金融規制改革への対応 について

世界的な金融市場の混乱とそれへの対応の推移 ①



世界的な金融市場の混乱とそれへの対応の推移 ②

2009 年	4月1-2日	<u>第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)開催、首脳声明を採択</u>
	5月 7日	<u>米当局、ストレステストの結果を公表</u>
	6月17日	<u>米当局、金融規制改革案を発表</u>
	6月19日	<u>欧州理事会、欧州の金融監督体制改革案(欧州システミックリスク理事会の創設等)を承認</u>
	7月 8日	英当局、「金融市場の改革に関する白書」を発表
	9月24-5日	<u>第3回G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)開催、首脳声明を採択</u>
	12月 9日	英国、プレ・バジェット・レポートにて「一時的銀行給与税」を公表
	12月11日	米国、金融規制改革法案が下院本会議を通過
	12月17日	<u>バーゼル委、銀行セクターの強靱性を強化するための市中協議文書を公表</u>

第3段階(2009年春)

各国の政策対応の効果もあり、金融危機は小康状態に



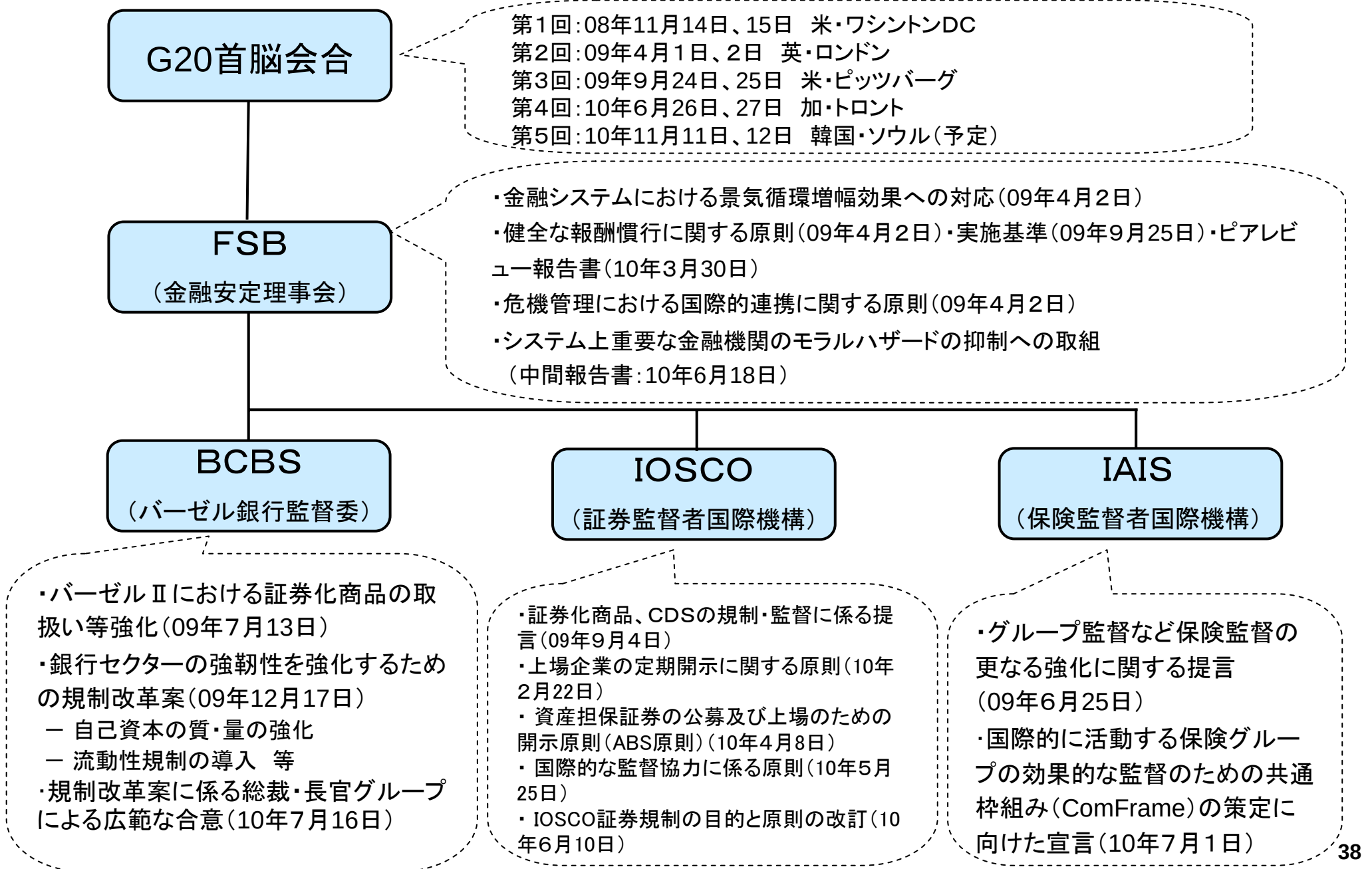
金融危機後の規制の再構築を展望した議論

2010 年	1月14日	<u>米国、「金融危機責任負担金」を公表</u>
	1月21日	<u>米国、「金融機関の規模及び活動範囲に関する制限」を公表</u>
	2月17日	バーゼル委、包括的な定量的影響度調査(QIS)開始
	4月 8日	英国、「金融サービス法」成立
	4月23日	ギリシャ、資金支援策の発動を要請
	5月 7日	ユーロ圏首脳会合、ギリシャ支援内容を承認
	5月10日	<u>EU財務相理事会、「欧州金融安定メカニズム」の創設に合意</u>
	5月20日	米国、金融規制改革法案が上院本会議を通過
	5月26日	<u>EU、銀行清算基金の設立案を公表</u>
	6月17日	<u>英国、金融監督体制の改革案を公表</u>
	6月22日	英国、2010年緊急予算案にて「銀行負担金」の導入を公表
	6月26-7日	<u>第4回G20首脳会合(トロント・サミット)開催、首脳声明を採択</u>
	7月21日	<u>米国、金融規制改革法が成立</u>
	7月23日	<u>欧州、ストレステストの結果を公表</u>
	7月26日	<u>中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ、バーゼル委による自己資本及び流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達</u>

新たな課題

ギリシャなど一部の国におけるソブリン・リスクへの警戒感の高まり等

金融の規制・監督に関する主な国際フォーラム



G20首脳会合(ロンドン・サミット)＜2009年4月2日＞

各国による政策対応が奏功して、金融危機は最悪の状況からは脱し、国際的な議論は、短期的な危機対応措置から、中長期的な規制再構築へと重点を移していった。

2009年4月2日、第2回G20首脳会合(ロンドン・サミット)が開催され、第1回G20首脳会合(2008年11月15日、ワシントン・サミット)の行動計画の進捗状況を点検するとともに、危機後の規制再構築を展望した「金融システムの強化に関する宣言」が発表された。

(「金融システムの強化に関する宣言」より抜粋)

1. 国際的な連携等

(FSFを強化しFSBへ再編、監督カレッジ設置、国境を越えた危機管理における国際連携、非協力的な国・地域を含め金融規制の国際的な基準の遵守)

2. 健全性監督等

(マクロ健全性上のリスクに対応する規制システムへの改編。景気回復が確実にできれば、資本バッファ等を強化。金融システムにおける景気循環増幅効果(プロシクリシティ)を抑制)

3. 金融規制の範囲

(金融システム上重要な全ての金融機関、市場、商品を規制・監督の対象に。ヘッジファンドの登録制導入と適切な情報開示の義務づけ。)

4. 会計基準

(流動性及び投資家の保有期間を踏まえ、金融商品の価格評価の基準を改善)

5. 格付会社

(格付会社に登録制を導入)

G20首脳会合(ピッツバーグ・サミット)＜2009年9月24・25日＞

○ 金融規制・監督の強化

1. 質の高い自己資本の構築等

(銀行資本の質と量を改善し、過度なレバレッジを抑制する国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミット。これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に実施)

2. 報酬慣行の改革

(①複数年のボーナス最低保証の回避、②変動報酬の相当部分の支払繰延べ、③報酬体系の開示等を含むFSBの基準を支持。金融機関には、即時実施を要請。)

3. 店頭デリバティブ市場の改善

(2012年末までに、標準化されたすべての店頭取引を、中央清算機関を通じ決済等)

4. システム上重要な金融機関への対処

(FSBは、2010年10月末までに、より強力な監督や追加的資本、流動性及びその他の健全性規制を含む実施可能な措置を提案等)

5. 会計基準

(①単一の質の高いグローバルな会計基準の実現、②2011年6月までに収れんプロジェクトを完了)

6. 非協力的国・地域への取組み等

(2009年11月までに、FSBが非協力的国・地域への取組状況を報告するよう要請等)

G20首脳会合(トロント・サミット)＜2010年6月26・27日＞

○ 金融セクター改革

金融規制改革について、これまでの進展を確認するとともに、更なる推進が合意された。

1. 強固な規制枠組み

国際的に活動する銀行の自己資本・流動性についての新たな国際基準に関し、バーゼル委員会での議論の進捗を評価し、本年11月のソウル・サミットで合意することを支持。

- ① 今次金融危機に比肩する規模のストレスに耐えうるよう、資本の質・量の改善に向け取り組み。
- ② マクロ経済影響評価に基づく移行期間を経て、2012年末までを目標に、段階的に実施。段階的实施の枠組みは各国の異なる状況を反映し、新基準との間の当初の差異は、各国が時間をかけて縮小するように設定。ヘッジファンド、信用格付会社、及び店頭デリバティブの規制監督の改善や単一の質の高い国際的な会計基準の実現を更に推進等。

2. 実効的な監督

FSBは監督強化に関する勧告を、2010年10月、財務大臣及び中央銀行総裁に報告等。

3. 破たん処理及びシステミックな機関に対する対処

危機時に金融機関を、納税者の負担なしに、破たん処理できるシステムを設計・実施。FSBに対し、ソウル・サミットまでに、システム上重要な金融機関に関する問題に対処するための政策提言を策定するよう要請。金融システム修復等のため政府介入が行われた場合、金融セクターは関連する負担の支払に貢献をすべきであり、その政策手法は様々。

4. 透明性のある国際的な評価及びピア・レビュー

金融セクター評価プログラム(FSAP)に対するコミットメントを強固にし、FSBを通じて実施されているピア・レビューの支援を誓約。非協力的な国・地域への対処等。

○ 2010年11月11、12日に韓国(ソウル)で、2011年11月にフランス、2012年にメキシコを議長国としてG20首脳会合を開催。

バーゼル委員会による銀行の自己資本・流動性規制見直し案について①

バーゼル委員会市中協議文書（2009年12月17日）

■ 背景・経緯

- ピッツバーグ・サミットにおいて、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定し、同ルールを2012年末までを目標に金融情勢が改善し景気回復が確実にになった時点で段階的に行うことで合意。
- これを踏まえ、バーゼル委が具体的な内容につき検討を行ってきた包括的な規制改革案を発表。

■ 市中協議文書に示された規制改革案の位置づけ

- 市中協議文書で提示される各規制案は、バーゼル委員会で議論している「複数の選択肢」の一つ（いわゆる「叩き台」）。
- 市中協議を通じて寄せられた意見及び2010年前半に予定されている包括的な「定量影響度調査（QIS）」の結果を踏まえ、最終的な規制のあり方は2010年後半に改めて検討。
- 新規制の実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実にになった時点で段階的に行い、金融市場の安定性及び「持続的な経済成長」との整合性を確保。
- 円滑な移行を確保する観点から、新規制の段階的实施に向けた措置やグランドファザリング（新規制実施後も、既存の取扱いを一定期間認めること）を十分に長期に亘り設定する方針。

バーゼル委員会による銀行の自己資本・流動性規制見直し案について②

2010年7月見直し案の概要及び今後のスケジュール

その後の当局間の議論や各国の銀行への影響度調査等を踏まえ、中銀総裁・銀行監督当局長官グループ（バーゼル委の上位機関）が、市中協議案の見直し案を公表。

■ 見直し案の概要

➤ 自己資本の質の改善

自己資本のコア部分は、普通株及び内部留保（損失吸収力の最も高い資本）のみから構成すべきことを明確化（繰延税金資産、無形固定資産などを原則として控除）。

→ ただし、各国の実情に応じ、以下のような控除項目の一部例外を容認。

	昨年12月の規制案	本年7月の見直し案
繰延税金資産	全額を自己資本から控除	会計と税務の一時差異に基づくものはコアティア1部分の10%まで算入（注）
無形固定資産	全額を自己資本から控除	会計基準の差異に基づく取扱いの不平等を是正
少数株主持分	自己資本へは不算入	銀行子会社の最低所要資本までは算入

（注）繰延税金資産、他の金融機関の普通株への重要な出資等を合算してコアティア1の15%まで算入。

➤ レバレッジ比率規制（資本／総資産）の導入

→ 試行期間を置いた上で、2018年より最低基準（3%を目安）に移行することを視野に入れつつ、最終的な調整を2017年前半に行う。

➤ 流動性規制の導入

ストレスにも耐えうるよう十分な流動資産（現金、国債等）の保有を義務付け。

→ ストレス時に想定する預金の流出率を、より現実的なものに設定。

■ 今後のスケジュール

2010年9月	中銀総裁・銀行監督当局長官グループ会合
10月	G20財務大臣・中央銀行総裁会合
11月	ソウル・サミット
2012年末	新規制実施開始のターゲット、段階的に実施

米国における金融規制改革

包括的な金融規制改革法（2010年7月21日成立）

■ 金融システム全体の健全性を監視する協議会の設立

- 財務長官を議長とし、FRB議長・監督官庁（FDIC・SEC・OCC・CFTC等）の長で構成
- 協議会がシステミックリスク（金融安定化に脅威を与えうる金融機関および金融活動）を特定

■ 金融機関監督体制の再編

- 通貨監督庁と貯蓄金融機関監督庁の統合
- システム上重要な金融機関の監督権限のFRBへの付与

■ ボルカー・ルール

- 銀行やその関連会社、銀行持ち株会社に対して、顧客サービスとは関係ない自己勘定取引を禁止
- ヘッジファンド・プライベートエクイティファンドへの投資をTier1資本の3%までに制限
- 統合・買収により、連結負債残高が全金融機関の負債残高の10%を超えることを禁止
- 規制の具体的な内容は、協議会の影響度調査に基づき決定

■ 破綻処理費用の事後徴収

- 金融システムに影響を与える金融機関の破綻処理にかかった費用を資産規模500億ドル以上の金融機関から事後的に徴収

■ 金融消費者保護

- FRB内に消費者金融保護局を設置
- 資産規模100億ドル超の金融機関、住宅ローン関連会社等に対する検査及び規制執行権限を付与

■ OTC(店頭)デリバティブ市場の規制

- 標準的なデリバティブについて取引所取引及び清算機関の利用を義務付け
- 銀行本体によるヘッジ目的以外のスワップ取引を禁止

■ 証券化市場規制

- 証券化業者に対し、譲渡・売却等を行ったローンの信用リスクの5%を保有することを義務付け（例外規定有）

■ 格付会社規制

- SECに格付室を設置し、国が認定した統計格付組織（NRSRO）に対して毎年検査を行いその結果を開示

・ ヘッジファンド規制

- ヘッジファンドの投資アドバイザーに対する登録制の導入

■ 報酬規制

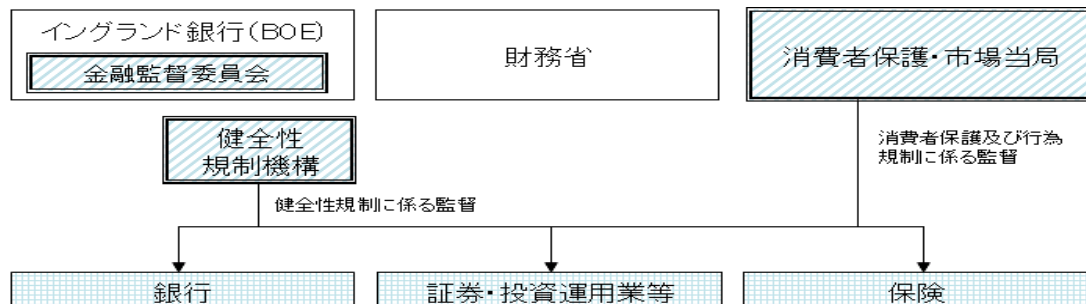
- 株主に役員報酬やゴールデンパラシュートに対する拘束力のない投票を行う権利を付与

英国における金融規制改革

金融規制監督体制の改革

(2010年6月17日 英国財務省、公表)

- 現在の金融監督に関する三者体制（財務省・イングランド銀行・金融サービス機構）を廃止し、新たな体制を提案。



- ◆ マクロ・プルーデンシャル規制※を行う金融監督委員会をBoEに設置
※金融システム全体の安定性の観点からの規制
- ◆ 健全性規制機構をBoEの下部組織として設置
- ◆ 金融サービスを提供する会社の活動を規制する消費者保護・市場当局を設置

金融サービス法

(2009年11月19日英国財務省が議会に提出、2010年4月8日法案成立)

- ・ 金融機関における再生・破綻処理計画の策定義務
- ・ 報酬規制の創設
 - － G20合意の実施に必要な規則を制定する義務をFSAへ賦課
 - － 一定の報酬形態の禁止等
 - － 複数年のボーナス保証等の禁止等
- ・ 消費者の権限強化
- ・ 預金補償スキームの権限拡大

プレバジェット・レポート

(2009年12月9日 英国財務省、公表)

- 一時的銀行給与税の創設 (2010年4月5日までの時限措置)

銀行・住宅組合・投資会社の従業員が受け取る変動賞与の内25,000ポンドを超える部分に対し、個人所得税に加え、税率50%の特別税を賦課。

2010年緊急予算案

(2010年6月22日 英国政府、公表)

- 銀行負担金の導入

銀行の資金調達構造をよりリスクの少ないものにするため、負担金の導入を提案。

- － 対象金融機関は、英国の銀行及び住宅金融組合、外国銀行の現地法人・支店など。
- － 負債及び資本合計額(Tier1資本や小口預金等を除く)を課税対象とし、料率は0.07% (2011年は料率0.04%)
- － 徴収額は、年間20億ポンド強 (2011年は11.5億ポンド) の見込み。

欧州における金融規制改革

EUにおける金融規制の動き

- 欧州システミック・リスク理事会及び欧州金融監督システムの設立に関する法制案の合意
(財務相理事会・2009年10月20日及び12月2日)
 - ー金融システム全体の安定に対するリスクの監視強化（マクロ・プルデンシャル監督）
 - ー個別金融監督の監督強化（ミクロ・プルデンシャル監督）
- 「資本要求指令III」改定の合意（財務相理事会・2009年11月10日）
 - ートレーディング勘定に係る自己資本規制
 - ーリスクを考慮した報酬体系・報酬政策への見直し
- 銀行清算基金に関するコミュニケーション公表（欧州委・2010年5月26日）
 - ー各EU加盟国が、共通のルールに基づき銀行に負担金の支払いを求める事前積み立て型の基金設立の提案
- ヘッジファンド規制に関する指令案合意（財務相理事会・2010年5月18日）
 - ーEUで業務を行うファンドマネージャーに対する各国当局での登録制の導入
- デリバティブ市場の強化及び空売り規制に関する市中協議（欧州委・2010年6月14日）
 - ー標準化されたOTC（店頭）デリバティブの中央清算機関での清算の義務化
 - ー国債・株式等の空売りとCDS取引を一時的に制限もしくは禁止

ギリシャ問題をめぐる動き

2009年	10月	<u>ギリシャ政権交代</u>
	11月	<u>ギリシャ政府、財政収支統計の信憑性の低さを認める</u> ⇒2009年の財政収支赤字が、従来公表値のほぼ2倍(対GDP比▲12.7%)
2010年	3月25日	<u>ユーロ圏加盟国首脳、ギリシャ支援に関する声明を公表</u> ⇒ユーロ圏加盟国とIMFによる融資の組み合わせで支援する準備がある
	4月23日	<u>ギリシャ政府、資金支援策の発動を要請</u>
	5月2日	<u>ユーロ圏財務相会合、ギリシャ支援策に合意</u> ⇒3年間で1,100億ユーロ(ユーロ圏加盟国から800億、IMFから300億ユーロ)
	5月6日	ECB政策理事会(トリシェ総裁、ユーロ圏国債市場への介入を否定)
	5月7日	<u>ユーロ圏首脳会合、ギリシャ支援策を承認(9日、IMF理事会も承認)</u> ⇒上記1,100億ユーロについて、直ちに200億、2010年中に400億実行
	5月9日	<u>ECB政策理事会、市場安定化に向けた声明公表</u> ⇒ECBがユーロ圏国債・民間債券市場への介入を実施 ⇒FRBとのドルスワップ取極・ドル供給オペを再開 ⇒金融機関に対する3ヶ月・6ヶ月物オペの再開
	5月10日	<u>EU財相理事会、「欧州安定化メカニズム」創設に合意</u> ⇒ユーロ圏加盟国へ総額5,000億ユーロの緊急支援枠組み ※IMFも欧州諸国の半分程度の資金支援を行うこととし、合計7,500億ユーロ程度
	5月12日	IMFからギリシャに対し55億ユーロの融資を実施
	5月18日	ユーロ加盟国からギリシャに対し145億ユーロの融資を実施 ⇒ギリシャ、85億ユーロの10年物国債の償還を完了
	6月17日	欧州理事会、ストレステスト結果の7月下旬公表に合意
	7月23日	<u>欧州、ストレステストの結果を公表</u>
	8月19日	欧州委、ギリシャ支援第2回融資(計90億ユーロ)に向けた同国財政健全化策を評価

欧州ストレステストのポイント

- 対象金融機関：欧州金融機関91行（EUの銀行部門の総資産の65%を構成）
- 対象期間：2010年、2011年の2年間が査定対象
- 査定方法：①標準シナリオと②停滞シナリオの2つのシナリオを前提に、資産査定を実施。

停滞シナリオにはソブリンリスクも織り込まれ、EU諸国の国債それぞれにつき、価格下落をシュミレーション。（トレーディング勘定のみが対象。バンキング勘定では満期保有に伴い満額返済されることを想定し、ヘアカットは適用されず）

【両シナリオにおける実質GDP成長率と失業率】

	標準シナリオ		停滞シナリオ	
	2010	2011	2010	2011
EU27ヶ国				
実質GDP成長率	1.0%	1.7%	0.0%	-0.4%
失業率	9.8%	9.7%	10.5%	11.0%
ユーロ圏				
実質GDP成長率	0.7%	1.5%	-0.2%	-0.6%
失業率	10.7%	10.9%	10.8%	11.5%

- 査定結果：今回のストレステストの基準であるTier1比率6%にとどかなかった銀行が7行（独1行、ギリシャ1行、スペイン5行）（停滞シナリオ時）で、不足額は合計35億ユーロ。
- 今後の対応：当該7行の監督当局が、本テスト結果や資本注入の必要性等について検証を行うため当該銀行と緊密に連絡をとることとし、さらに当該銀行が問題点への対応策を提出することが期待。

金融・資本市場に係る制度整備について＜平成22年1月21日公表 金融庁＞

市場関係者等からの実態調査も踏まえ、「金融・資本市場に係る制度整備について」を整理。

I. 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

- (1) 清算集中の対象及び清算機関制度
- (2) 取引情報の保存・報告

II. 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

- (1) 国債取引の決済リスク削減
- (2) 貸株取引に係る証券決済・清算態勢の強化
- (3) 我が国の清算機関の体制のあり方(清算体制の整合性の整備)

III. 証券会社の連結規制・監督等

1. 証券会社の連結規制・監督の導入

- (1) 連結規制・監督の対象
- (2) 連結規制・監督の内容

2. 金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化

3. 保険会社の連結財務規制

- (1) 連結財務健全性基準の対象範囲
- (2) 連結財務健全性基準の導入時期

IV. ヘッジ・ファンド規制

- (1) 登録対象の拡充等
- (2) ファンドのリスク管理状況に係る報告事項等の拡充

V. 投資家保護・取引の公正等の確保

1. 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

2. デリバティブ取引一般に対する不招請勧誘規制のあり方

3. 金融商品取引業者全般に対する当局による破産手続開始の申立権の整備

4. 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者の選任等の申立権の整備

VI. その他

空売り報告制度の整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年5月12日成立)の概要

背景 今次の世界的な金融危機を受けた国際的な議論や我が国金融・資本市場において見られた問題等

我が国金融システムの安定性・透明性の向上を図り、投資家等の保護を確保する

我が国決済システムの強靱化
ー我が国における危機の伝播の抑止等ー

金融商品取引業者等への適切な規制・監督の確保

店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

○店頭デリバティブ取引等に関する清算機関の利用の義務付け

- 清算機関に関する基盤強化を図った上で、一定の店頭デリバティブ取引等に対する、清算機関の利用義務付け
- ※ 取引規模の大きいデリバティブ取引（現時点においては、具体的には、金利スワップ取引のプレーン・バニラ型）を清算機関に集中
- ※ 我が国法制下での執行と密接に関連するデリバティブ取引（具体的には、クレジット・デフォルト・スワップ）のうち、我が国における取引規模が一定程度に達しているもの（現時点ではiTraxx Japan）を国内清算機関に集中

○取引情報保存・報告制度の創設

- 金融商品取引業者等や清算機関に対し、取引情報の保存、当局への取引情報の提出を義務付ける制度を整備
- 加えて、金融商品取引業者等は、自らに代わり、取引情報の収集・保存を行う機関（取引情報蓄積機関）による保存、当局への取引情報の提出を選択できる制度を整備

グループ規制・監督の強化

○証券会社の連結規制・監督の導入等

- 証券会社の連結規制・監督の導入
 - ① 一定規模以上の証券会社
 - 当該業者に対する連結自己資本規制
 - 子会社に対する報告徴取・検査等
 - ② ①のうち、親会社と一体となって証券業務を行う証券会社
 - 親会社に対する連結自己資本規制
 - 親会社に対する行政処分を可能にする
 - 当該業者の親・子・兄弟会社に対する報告徴取・検査等
- 主要株主規制の強化
 - ・ 金融商品取引業者（第一種・投資運用）の主要株主（20%以上の議決権保有）のうち、過半数の議決権を保有する者に対する業務改善命令を可能にする

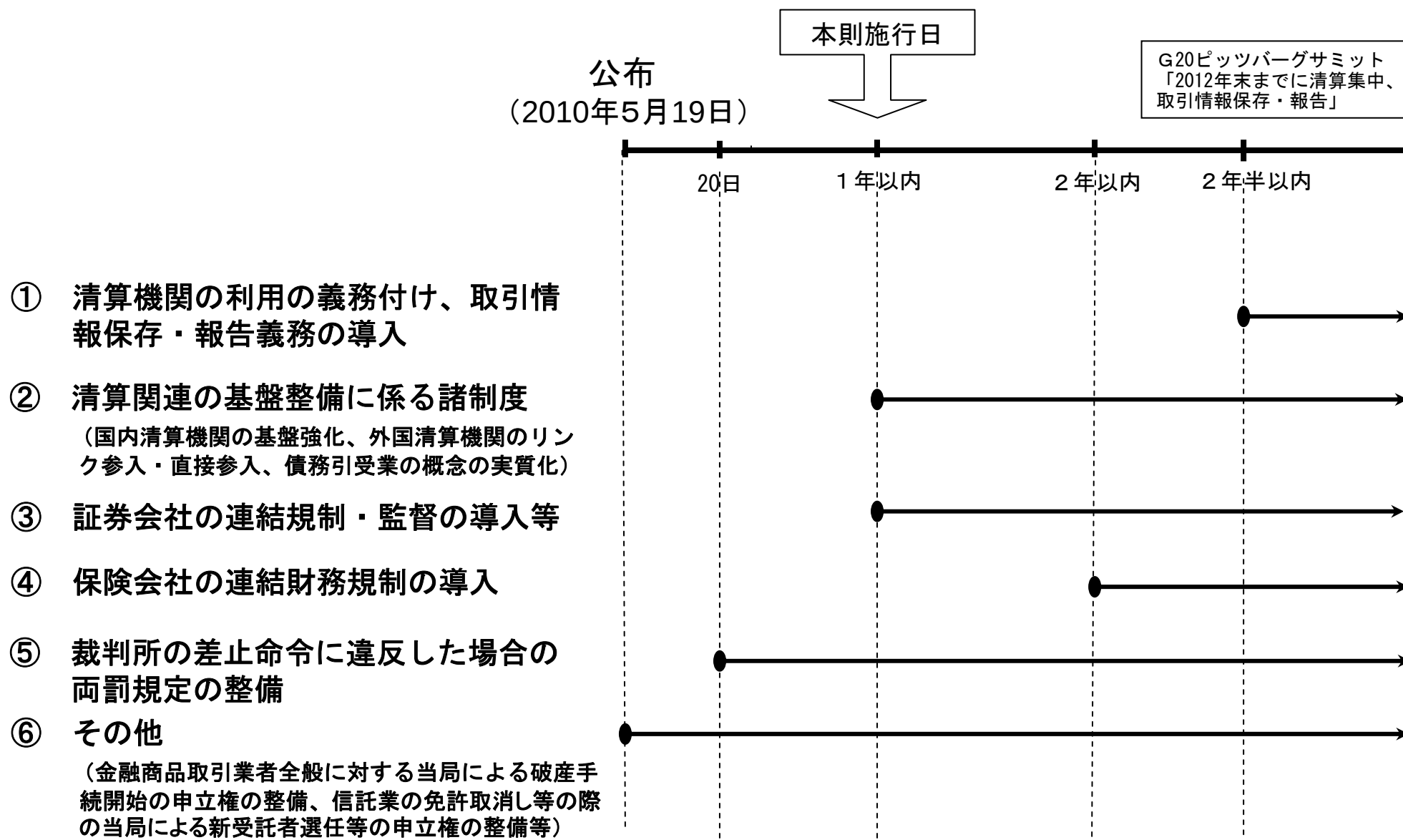
○保険会社の連結財務規制の導入

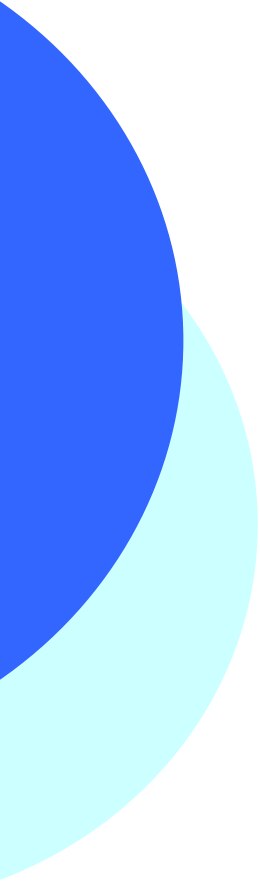
- 保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入

その他投資家保護のための措置

- 破産手続開始の原因となる事実がある場合、金融商品取引業者全般に対し、当局による破産手続開始の申立てを可能にする
- 信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備
- 裁判所の差止命令に違反した場合の両罰規定の整備

金融商品取引法等の一部を改正する法律・施行スケジュール





V. その他

金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の「4つの柱」

1. ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な組合せ

- ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督とは、二者択一ではなく、相互補完的

2. 優先課題の早期認識と効果的対応

- 深刻な問題がひそんでいる分野、将来大きなリスクが顕在化する可能性がある分野を、先を見越してできるだけ早く認識し、行政資源を効果的に投入

3. 金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの重視

- 各金融機関自身の創意工夫の尊重、インセンティブを内包した仕組み・枠組みの導入等

4. 行政対応の透明性・予測可能性の向上

- 当局からの情報発信の強化等を通じ、行政対応について、金融機関の側から見た予測可能性を向上

ベター・レギュレーションの当面の5つの取組み

1. 金融機関等との対話の充実

— 明確な問題意識に基づいた対話の実践、新たな対話チャネルの構築

2. 情報発信の強化

— 内外の講演会・意見交換会・出版メディアなど多様なチャネルを通じた情報発信 等

3. 海外当局との連携強化

— 国際的な規制・監督の整合性の確保、グローバルな動向についての情報共有や連携の促進 等

4. 調査機能の強化による市場動向の的確な把握

— 庁内の調査機能の強化、市場関係者・日本銀行・外国監督当局等との対話・連携の促進 等

5. 職員の資質向上

— 研修の充実などを通じたスキル・専門性の向上、官民の人材交流 等

ベター・レギュレーションの進捗状況について(第4回)

- 本年8月、ベター・レギュレーションに対する取組み状況について報告書を公表。
- 報告書では、過去1年間(昨年7月～本年6月)、金融庁が優先課題として行政資源を重点投入してきた以下の課題について、ベター・レギュレーションの考え方に沿って、どのように取り組んできたかを記載。

1. 国際的な金融規制改革への対応

- ・G20、バーゼル委員会等の、国際的な議論の場で、我が国の立場を積極的に主張 等

2. 円滑な金融仲介機能の促進

- ・中小企業金融円滑化法を昨年12月に施行するとともに、その適切な実施や周知を徹底 等

3. 将来を展望した制度整備の推進

- ・フォワード・ルッキングな観点から優先課題を認識し、市場関係者等との意見交換を踏まえ、本年1月に「金融・資本市場に係る制度整備について」を整理・公表 等

「新成長戦略」における「金融戦略」

- 本年6月、政府は「新成長戦略」を閣議決定。
- 新成長戦略では、7つの成長分野の1つとして、「金融戦略」を盛り込み。

(7つの成長分野)

- | | |
|---------------|-------------|
| I 環境・エネルギー戦略 | V 科学・技術立国戦略 |
| II 健康大国戦略 | VI 雇用・人材戦略 |
| III アジア経済戦略 | VII 金融戦略 |
| IV 観光・地域活性化戦略 | |

- 金融戦略では、「企業・産業を支える金融」、「成長を支えつつ、自らも成長する金融」などの観点から、金融分野における成長戦略を策定。

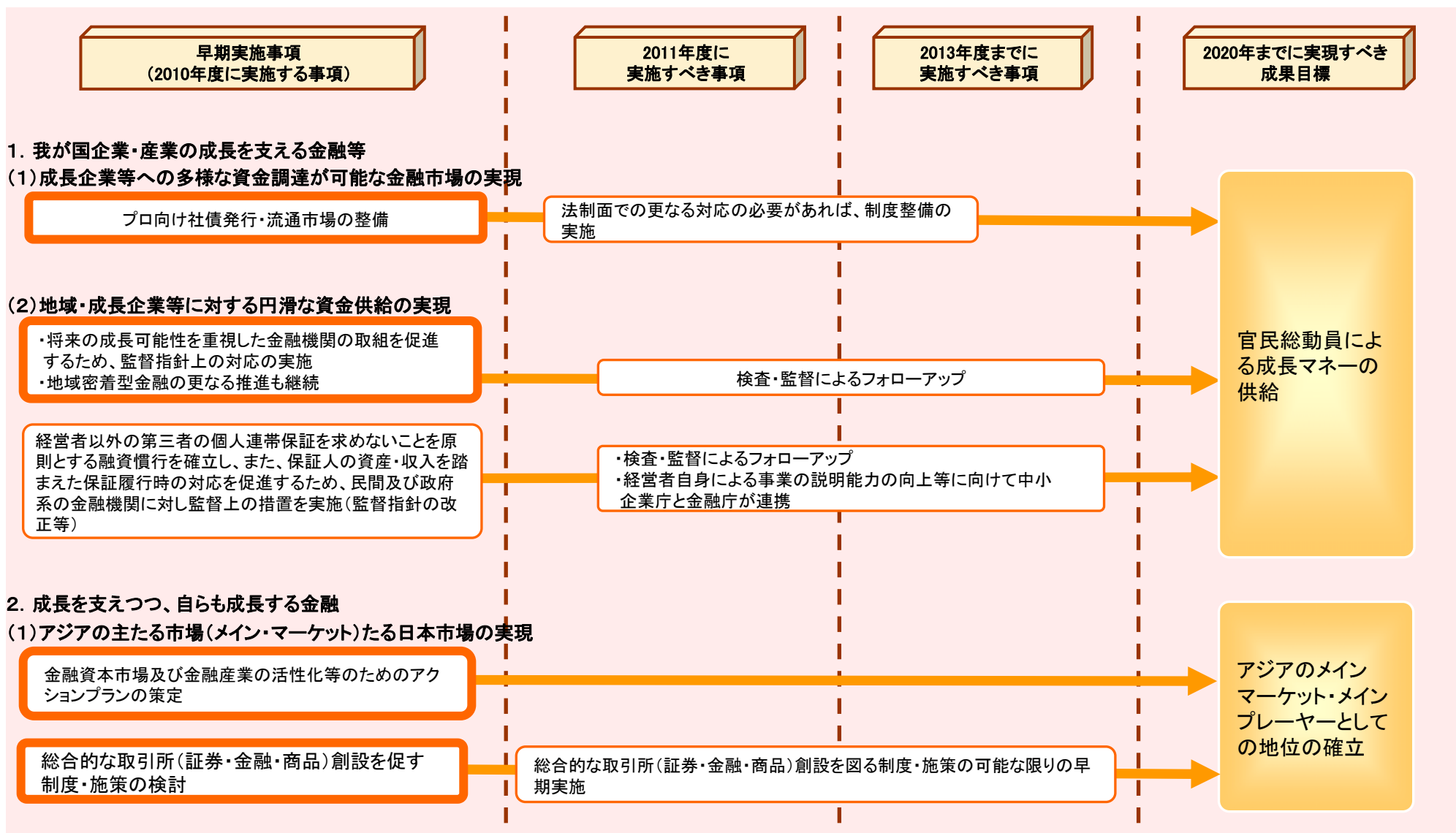
(主な施策)

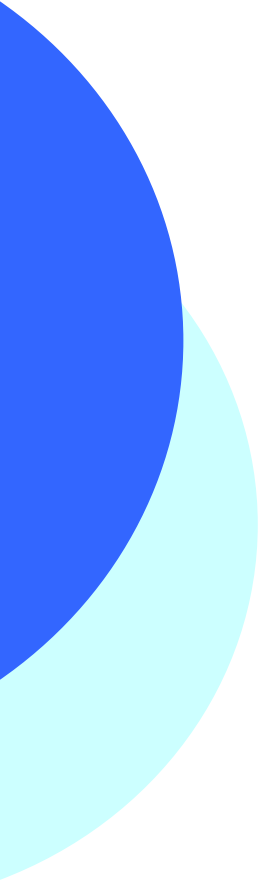
- 総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策の検討
- プロ向け社債発行・流通市場の整備
- 将来の成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進
- 経営者以外の第三者の個人連帯保証に依存しない融資慣行の確立



2010年中に具体的なアクションプランを策定

「新成長戦略」における「金融戦略」(工程表)(抄)





金融庁からの要請

金融機関における視覚障がい者
に配慮した取組みについて

なぜ視覚障がい者対応か？

- 視覚障がい者の金融機関利用が制限されると、社会生活が営めないほどの支障がある。
たとえば、対応ATMがない場合や、代筆・代読を認めない場合、自分の預金を自由に使えない。
- 障がい者対応の中でも、特に視覚障がい者には特別な配慮が必要。

要請事項

1. 視覚障がい者対応ATMの増設と機能の充実
2. 複数の職員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施
3. 普通預金口座入出金の点字明細の発行推進
4. 点字ブロックの敷設や音声誘導システムの設置の推進
5. 本人確認及び認証システムの開発段階における視覚障がい者との協議
6. インターネットバンキング画面の音声読み取り対応及び認知可能なパスワード等の提供
7. 識別可能なキャッシュカードの導入
8. 各金融機関の取組事例をCSR事例として公表

今後の取組み

- 金融庁・財務局主催で、視覚障がい者団体と金融機関の意見交換会を実施。
- 金融庁・財務局から、金融機関における視覚障がい者に配慮した取組みの実施状況についてアンケートを実施。
- アンケート結果は、金融庁のホームページで公開。